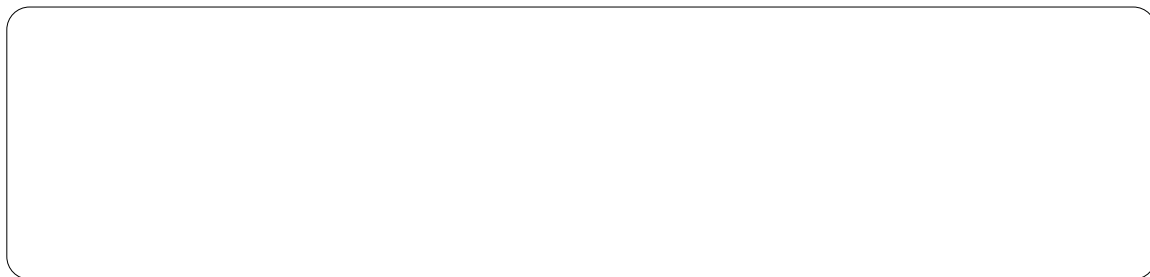


CLAIR REPORT No.295



Council of Local Authorities
for International Relations

国際自治体国際化協会

「CLAIR REPORT」の発刊について

当協会では、調査事業の一環として、海外各地域の地方行財政事情、開発事例等、様々な領域にわたる海外の情報を分野別にまとめた調査誌「CLAIR REPORT」シリーズを刊行しております。

このシリーズは、地方自治行政の参考に資するため、関係の方々に地方行財政に係わる様々な海外の情報を紹介することを目的としております。

内容につきましては、今後とも一層の改善を重ねてまいりたいと存じますので、ご指摘・ご教示を賜れば幸いに存じます。

本誌からの無断転載はご遠慮ください。

問い合わせ先

〒102-0083 東京都千代田区麹町 1-7 相互半蔵門ビル

(財)自治体国際化協会 総務部 企画調査課

TEL: 03-5213-1722

FAX: 03-5213-1741

E-Mail: webmaster@clair.or.jp

韓国の中小企業支援施策について

(財)自治体国際化協会 CLAIR REPORT NUMBER 295 (Sep 15, 2006)

財団法人自治体国際化協会
(ソウル事務所)

目 次

はじめに

概 要	i
-----	---

第 1 章 中小企業の一般現況および動向	1
----------------------	---

第 1 節 中小企業の一般現況	1
-----------------	---

1 韓国中小企業の現況	1
-------------	---

2 韓国経済発展における中小企業の貢献について	2
-------------------------	---

3 中小企業に対する認識度	3
---------------	---

4 中小企業の規模別現況	3
--------------	---

5 中小企業の地域別現況	4
--------------	---

第 2 節 国内中小企業の景気動向	5
-------------------	---

1 概 要	5
-------	---

2 生 産	5
-------	---

3 設備投資	7
--------	---

4 創業および不渡り	7
------------	---

5 雇 用	8
-------	---

6 輸 出	9
-------	---

7 製品販売(販売動向)	10
--------------	----

第 2 章 政府の中小企業育成施策	11
-------------------	----

第 1 節 政府の基本方針	11
---------------	----

1 中小企業を取り巻く環境の変化	11
------------------	----

2 中小企業の重要性	12
------------	----

3 中小企業の競争力	12
------------	----

第 2 節 政府の中小企業育成のための基本方針	13
-------------------------	----

第 3 節 革新型中小企業の育成	15
------------------	----

第 4 節 中小・ベンチャー企業に対する安定的投資財源の供給	17
--------------------------------	----

1 中小・ベンチャー企業への創業投資現況	17
----------------------	----

2 安定した投資財源供給体系準備	19
------------------	----

3 ベンチャーキャピタル規制緩和を通じた投資活力向上	19
----------------------------	----

第 5 節 中小企業技術革新および事業化の支援について	20
-----------------------------	----

1 中小企業の技術競争力現況および支援方向	20
-----------------------	----

(1) 韓国の中小企業の技術競争力の現況	20
----------------------	----

(2) 中小企業技術革新支援の方向	20
(3) 中小企業の技術力向上（技術革新型中小企業(Inno-Biz)発掘・育成)	21
(4) 公共機関の中小企業技術革新支援強化	22
(5) 中小企業 R&D 支援(中小企業技術革新開発事業)	24
(6) 中小企業開発技術事業化促進	25
ア 購買条件付き新製品開発事業	25
イ 開発および特許技術事業化資金	26
ウ 中小企業技術移転開発事業	26
2 産学協力を通じた地域革新促進	26
(1) 産・学・研共同技術開発コンソーシアム事業	26
(2) 中小企業技術指導大学の運営	27
(3) 研究人材・設備共同活用体制構築	28
(4) 開発製品に対する試験・分析・評価支援	29
第6節 女性企業支援	30
1 女性創業活性化支援	30
2 女性企業資金調達円滑化および経営改善支援	31
3 女性企業の販路拡大支援	31
第7節 創業と倒産が円滑な企業生態系の造成	32
1 円滑な創業環境造成	32
2 新技術創業インフラ構築	32
(1) 全方向的企業家養成体制構築	32
(2) 教授・研究員など優秀技術保有者の創業活性化促進	34
(3) 創業保育センターの設置・運営を通じた創業インフラの構築	35
ア 創業保育センターの運営現況	35
イ 創業保育事業の競争体制導入	36
ウ 省庁間創業保育事業の効率性向上	37
3 中小企業政策資金支援について	37
4 公共機関の中小企業製品購買拡大	38
第8節 顧客優先の中小企業行政の具体化	39
1 顧客の不満に対する体系的な管理を通じた満足度向上	39
2 支援施策のリアルタイム点検体系構築	40
(1) 中小企業政策管理システム運営	40
(2) 「顧客満足室」の常時運営	41

第3章 地方自治団体における支援制度	42
第1節 京畿道の一般現況	42
第2節 中小企業育成施策	43
1 景気両極化の緩和のための中小企業支援	43
(1) 中小企業への体系的な支援	43
(2) 中小企業の技術競争力の強化	44
(3) 中小企業への海外マーケティング支援	45
(4) 産業ファミリークラスター事業	46
2 在来市場及び零細商工人への支援	48
(1) 在来市場の現代化及び特化事業	48
(2) 創業・経営指導による零細自営業者の保護	48
3 職業脆弱階層(高齢者や障害者などの就職が難しい人々)への職場の提供	49
第3節 企業経営しやすい環境づくり	50
1 企業のニーズに応じた産業立地の提供	50
2 アパート・マンション型工場の建設支援	51
3 産学官協力の対応型人材養成	51
おわりに	53
資料	54
参考文献	66

はじめに

現在、半導体を筆頭に自動車、家電、鉄鋼、造船と世界におけるシェアを拡大しつつある韓国の産業界であるが、1997年の通貨危機によりそれまでの持続的な経済成長が大きく後退した。

以前は国策による大企業への集中支援の効果も手伝って、経済成長や雇用の多くは大企業が担っていたが、通貨危機による財閥体制の崩壊、大企業の経営破綻などの影響を受け、それらの多くを中小企業が担いつつある。「漢江の奇跡」といわれた韓国経済の高度成長や通貨危機の短期間での克服は世界的にも知られているが、この裏方として韓国経済を支えていたのは正に中小企業と考えられる。

日本と同様に非常に高い若年失業率に悩む韓国政府は、通貨危機の後遺症から抜け出せずにいる大企業支援とは別に地域中小企業の支援に力を入れている。中小企業の技術力向上、雇用の促進などの多くの事業を推進しつつあるが、最近では日本同様に「選択と集中」による中小企業支援が施策の目玉となりつつあるのが特徴である。

そのために中小企業も今までの下請け的考えから自社製品、自社部品を作り出そうとする潮流も見受けられる。

本レポートでは、韓国中小企業を取り巻く現況を紹介するとともに、政府および地方自治体による中小企業施策の取組を紹介することとしたい。

(財)自治体国際化協会 ソウル事務所長

概 要

第 1 章 中小企業の一般現況および動向

本章においては、韓国における企業構成、雇用構成などを統計的に捕らえることにより、韓国中小企業を取り巻く経済状況について紹介する。

第 2 章 政府の中小企業育成施策

本章においては、韓国中小企業庁を中心とした政府の主要な中小企業支援施策を紹介する。全般的に日本と共通点の多い行政施策を推進しているように感じられる韓国であるが、女性企業家支援などアジアで初めて支援法が整えられたものや顧客に対するサービス向上のための取組など日本より進んで取り組んでいる施策も見られる。

第 3 章 地方自治団体における支援制度

本章においては、韓国の地方自治体における中小企業支援施策として、ソウル特別市を取り囲むように位置し、韓国を代表する企業(サムスン電子、LG等)の工場が多く立地する京畿道(キョンギド)における施策を紹介する。

大企業への原材料や部品の供給を支えているのは、京畿道に立地している多くの中小企業であり、これらの企業に対する京畿道の支援施策について紹介する。

第 1 章 中小企業の一般現況および動向

第 1 節 中小企業の一般現況

1 韓国中小企業の現況

2003 年度統計庁が取りまとめたデータによると、韓国の中小企業事業体※(以下「事業所」という)数は 2,999 千事業所あり、大企業を含めた総事業所数 3,004 千事業所の 99.8%を占めている(表 1)。また、従事者数も全従事者数 12,041 千名の 87.0%(10,474 千名)を占めている。

2003 年の中小企業の事業所数および従事者数は前年対比でそれぞれ 51,126 社、約 90 万名が増加している。大企業従事者数が減少(2002 年→2003 年:△23,895 人)したにもかかわらず、全体従事者数が増加していることから中小企業が持続的に雇用創出を担っていることがわかる。

< 表 1 >

年度別中小企業推移

(単位:個、名、%)

区 分		1998	1999	2000	2001	2002	2003
事業所数	全体	2,629,868	2,777,986	2,864,134	2,876,817	2,953,124	3,004,105
	中小企業	2,607,710	2,769,012	2,854,081	2,871,951	2,948,171	2,999,297
	比重	99.2	99.7	99.7	99.8	99.8	99.8
従事者数	全体	10,177,797	10,829,961	11,530,908	11,650,034	11,975,672	12,041,387
	中小企業	7,659,010	8,866,001	9,677,648	9,969,797	10,385,020	10,474,630
	比重	75.3	81.9	83.9	85.6	86.7	87.0

資料:統計庁、年度別事業所基礎統計調査報告書

※事業体(Establishment):日本の統計上という「事業所」とほぼ同意味

個々の工場、作業場、鉱山、事業所などと共に「一定の物理的場所で単一所有権または単一支配権のもとに経済活動をする経済単位」を表す。企業単位とは財貨およびサービスを生産する法的または制度的単位の最小結合体として資産配分に関する意志決定について自律性を持っていて、一つ以上の事業所で構成されるという点で事業所と区分される。したがって 1 個の企業体がいくつかの場所で経済活動をする場合は、各場所別に事業所を 1 として把握する。

韓国におけるこれらの事業所数を世界の主要国家と比較してみると、事業所数基準では、韓国は英国 99.8%と並んで高い比率を示している(表 2)。

また、従事者数基準の比較では、韓国の雇用比重は 87.0%と非常に高く、特に、50%台の低い雇用比重である米国や英国とは構造的に異なることがわかる。

< 表 2 >

主要国の中小企業の現況(2003 年)

		事業所数(千社)		従事者数(千名)	
		中小企業	比重(%)	中小企業	比重(%)
韓	国	2,999	99.8	10,475	87.0
日	本	6,072	99.2	43,704	79.9
台	湾	1,146	97.8	7,425	77.6
米	国	23,819	95.7	56,366	50.1
英	国	4,015	99.8	12,607	58.2

注:1.従事者数1人以上基準 2.日本は2001年、米国は2002年基準

資料:中小企業中央会、海外中小企業統計

2 韓国経済発展における中小企業の貢献について

韓国中小企業庁が、統計庁の資料をもとに韓国の現在までの経済発展における中小企業の寄与度について分析を行っている。

それによると、韓国の製造業統計が作成された1963年から2003年までの40年間の中小企業と大企業の経済発展貢献度を比較してみると、中小企業は雇用創出だけでなく生産・付加価値などすべての面で大企業より高いと評価されている(表3)。年代別に中小企業と大企業の経済発展寄与度を比較してみると、1960年代と1970年代には、大企業中心の重化学工業成長政策によって、事業所数を除く雇用、生産、付加価値が増加しており、経済発展の半分以上は大企業の寄与によるものであった。これは国の政策的な後押しが限られた分野の大企業に集中的に投入されたことによるものであると考えられる。

しかし、1980年代にはいると、政府が中小企業支援政策を強化したことにより、中小企業の雇用寄与率が81.9%まで大きく拡大し、1990年代には少数大規模企業集団に経済力が集中したものの、1997年の外国為替危機で大企業が経営悪化による雇用の限界に達したため、中小企業の生産、付加価値の寄与率は初めて大企業を超えることとなった。

2000年代になると中小企業の雇用、生産、付加価値寄与率が各々198.4%、67.8%、68.9%と変化し、企業形態の中心が大企業から中小企業に変化していることがわかる。

< 表 3 >

年代別製造業中小企業と大企業の経済発展寄与率比較

			1960年代 (63~69)	1970年代 (70~79)	1980年代 (80~89)	1990年代 (90~99)	2000年代 (00~03)	全体 (63~03)
事業 所 数	増減(社)	中小企業	6,392	7,289	34,667	22,770	13,312	92,618
		大企業	409	401	194	△486	△59	435
	寄与率	中小企業	94.0	94.8	99.4	102.2	100.4	99.5
		大企業	6.0	5.2	0.6	△2.2	△0.4	0.5
従 事 者 数	増減(名)	中小企業	162,596	591,213	883,804	△34,596	127,308	1,823,394
		大企業	264,467	664,554	194,863	△477,494	△63,146	491,377
	寄与率	中小企業	38.1	47.1	81.9	△6.8	198.4	78.8
		大企業	61.9	52.9	18.1	△93.2	△98.4	21.2
生 産 額	増減 (億ウソ)	中小企業	2,335	81,572	512,477	1,521,782	726,694	3,401,336
		大企業	6,473	171,984	609,506	1,502,459	345,570	3,317,600
	寄与率	中小企業	26.5	32.2	45.7	50.3	67.8	50.6
		大企業	73.5	67.8	54.3	49.7	32.2	49.4
付 加 価 値	増減 (億ウソ)	中小企業	938	30,875	205,497	656,766	241,055	1,342,238
		大企業	2,707	55,707	225,523	643,339	108,789	1,201,237
	寄与率	中小企業	25.7	35.7	47.7	50.5	68.9	52.8
		大企業	74.3	64.3	52.3	49.5	31.1	47.2

注：1. 従事者数5人以上基準であり、増減は期間中増減数値である。

2. 寄与率は全体増減分に対する中小企業(または大企業)増減分の百分比(%)である。

資料:中小企業庁資料(統計庁、『鉱業・製造業統計調査』を再編・加工)

3 中小企業に対する認識度

韓国の経済発展における中小企業者の寄与は明らかであり、中枢的役割を果たしている一方で、一般国民の中小企業に対する認識度では苦戦を余儀なくされている。国民の多くが中小企業より大企業を好む傾向にあり、また、実質的にも企業競争力、勤務環境、製品信頼度、経営の安定性などにおいて大企業に比べて大きく遅れをとっていると言われている。これは、2003年5月に中小企業庁が国民1,539名に対して行った意識調査結果にも鮮明に現れている。

企業に対する好感度や経済力では中小企業が大企業より劣勢を強いられていることは明らかで、また、悪いイメージが高くなっていることも明らかである(表4)。

<表4>

大・中小企業間イメージ比較

区分	中小企業	大企業
国民好感度	9.9%	76.4%
企業経済力	16.6%	66.1%
勤務現況劣悪	77.8%	6.7%
低い商品信頼度	75.1%	5.8%
経営が不安定	68.2%	8.3%

資料：国民1,539名に対する意識調査結果(中小企業庁、2003.5)

また、同じ意識調査において各世代における中小企業認識度比較を調査した結果からは、年令が低い世代ほど中小企業への認識が低く、イメージも好意的に考えられていないこともわかる(表5)。

<表5>

中小企業認識度比較

区分	10代	20代	30代	40代	50代
中小企業	38.6%	32.3%	34.7%	40.8%	49.1%
大企業	51.7%	56.2%	46.4%	43.2%	40.0%

資料：国民1,539名に対する意識調査結果(中小企業庁 2003.5)

4 中小企業の規模別現況

経済発展の担い手という「明」の部分と、国民認識度では「暗」の部分を持つ韓国中小企業であるが、韓国では統計上、中小企業をさらに「中企業」「小企業」「小商工人」に細分している。その状況を紹介したい。

統計庁の資料(表6)によると2003年度の小企業(製造業・鉱業・建設業・運送業は50人未満、その他は10人未満)は事業所数基準で97.0%(2,913,850社)、従事者数基準で63.9%(7,695,568名)を占めている。また、中企業(中小企業中、小企業を除外)は事業所数基準2.8%(85,447社)、従事者数基準23.1%(2,779,062人)を占めている。

つまり、中小企業といわれるうちの多くが小商工人を含む小企業ということになる。

<表 6>

企業規模別中小企業事業所数および従事者数

(単位:千事業所、千名)

	全 体		中小企業								大企業	
			小商工人		小企業		中企業		小 計			
	2002	2003	2002	2003	2002	2003	2002	2003	2002	2003	2002	2003
事業所数	2,953 (100.0)	3,004 (100.0)	2,616 (88.6)	2,670 (88.9)	2,862 (96.9)	2,913 (97.0)	85 (2.9)	85 (2.8)	2,948 (99.8)	2,999 (99.8)	4.9 (0.2)	4.8 (0.2)
従事者数	11,975 (100.0)	12,041 (100.0)	5,136 (42.9)	5,232 (43.5)	7,611 (63.6)	7,695 (63.9)	2,773 (23.2)	2,779 (23.1)	10,385 (86.7)	10,474 (87.0)	1,590 (13.3)	1,566 (13.0)

注：１．小企業は小商工人を含み、中小企業小計=小企業+中企業

２．（ ）内は各産業別全体に対する構成比である。

資料：統計庁『2003年基準事業所基礎統計調査報告書(2004.12)』

5 中小企業の地域別現況

韓国では、首都圏への人口集中が問題となっていることは良く知られているが、人口集中の問題だけでなく、経済圏という意味においても首都圏に集中している現状がある。

2003年基準の統計庁『2003年基準事業所基礎統計調査報告書(2004.12)』で中小企業の地域別分布を見ると、首都圏地域(ソウル、仁川、京畿)が全事業所数の46.7%(1,401,069事業所)、全従事者数の50.2%(5,260,927人)を占めており、首都圏への集中が激しいことが明らかであり、従事者数基準においても首都圏地域が50.2%、嶺南圏は27.6%、湖南圏は9.0%、中部圏は9.2%を占めるなど、盧武鉉(ノ・ムヒョン)政権が進めている「地域均衡発展」努力にもかかわらず、現時点では地域間偏重現象が改善されていないことがわかる(表7)。

<表 7>

地域別中小企業変化推移

(単位:%)

	事業所数				従事者数			
	2000	2001	2002	2003	2000	2001	2002	2003
首都圏	45.1	45.8	46.2	46.7	49.0	50.1	50.0	50.2
嶺南圏	29.1	28.8	28.8	28.5	27.6	27.6	27.7	27.6
湖南圏	11.1	10.7	10.6	10.4	9.9	9.2	9.2	9.0
中部圏	9.8	9.8	9.6	9.6	9.3	9.1	9.1	9.2
その他 (江原、済州)	4.9	4.9	4.8	4.8	4.2	4.0	4.0	4.0

嶺南圏：慶尚南北道地方

中部圏：忠清南北道地方

湖南圏：全羅南北道地方

資料：統計庁『2003年基準事業所基礎統計調査報告書(2004.12)』

第2節 国内中小企業の景気動向

1 概 要

第1節においては、中小企業の一般現況について取り上げたが、第2節ではそれら中小企業を取り巻く景気動向について取り上げる。

中小企業庁、統計庁、中企協中央会等がまとめた中小企業景気局面および部門別の増減率を見ると、中小企業の全般的な景気水準を表す2004年度中小製造業景気局面指数が前年の102.0から0.9%上昇し102.9を記録した。これは中小製造業生産指数、出荷指数および平均稼働率などが小幅ではあるが増加傾向を表したことによるものである。

2005年上半期の中小企業景気局面指数は第1四半期102.5、第2四半期102.4で前年と似た水準を見せている(表8)。

<表8>

中小企業景気局面指数および部門別増減率
(2000年=100基準)

区分	2001	2002	2003	2004	2005. 1/4	2/4
中小企業景気局面指数	99.3 (0.01)	100.9 (1.6)	102.0 (1.1)	102.9 (0.9)	102.5 (-1.1)	102.4 (-0.7)
-中小企業生産指数	100.4	107.3	110.2	115.8	109.4	115.6
-中小企業出荷指数	100.5	108.7	112.5	118.9	111.5	118.4
-中小企業平均稼働率	72.3	73.2	68.8	68.2	68.4	70.2

注：()は前年対比増減率である

資料：中小企業庁、統計庁、中企協中央会

一方、中小企業の実業指数の推移を調べたところ、2004年度は輸出が好調で前年に比べ5.1%増加しているが、内需景気の回復遅延と輸出増加傾向の鈍化などにより上昇の勢いが多少停滞する様相を見せている。

また、中小企業平均稼働率は2004年68.2%で前年(68.8%)に続き60%台の低い稼働率であったが、2005年第2四半期には70%を越えている。

2 生 産

2004年中小製造業の実業は、ウォン高や内需景気の低迷にもかかわらず、前年対比3.8%の増加傾向を見せた。

2005年に入り中小製造業生産指数は着実に増加しており、景気が多少なりとも回復してきていることが伺える(表9)。

<表9>

年度別中小製造業生産推移

(2000年=100基準)

	2000年	01年	02年	03年	04年	05年1/4	2/4
生産指数	100.0	100.9	104.2	104.4	108.4	106.8	113.4
増減率	24.1	0.9	3.2	0.3	3.8	2.2	1.3

注：前年対比増減率(%)である。

資料：中小企業銀行

2004 年度一年間の中小製造業の生産推移を見ると、第 3 四半期まで輸出好調で微小ながら上昇の勢いを継続している。第 4 四半期には上昇の勢いが多少停滞しているが、これは内需景気の回復遅延と輸出増加傾向の鈍化などによるものと考えられる(表 10)。

<表10>

2004年中小製造業生産推移

(2000年=100基準)

	第 1 四半期	第 2 四半期	上半期	第 3 四半期	第 4 四半期	下半期	年間
生 産 指 数	104.5	112.0	108.3	106.1	110.9	108.5	108.4
増 減 率	3.4	4.1	3.8	5.5	2.2	3.9	3.8

注:増減率は前年および前年同期対応増減率(%)である。

資料:中小企業銀行

産業別で見ると、重化学工業では 2004 年に続いて 2005 年上半期も輸出の好調により前年対比 3.6%増加した反面、生活関連業種が大多数を占める軽工業は、内需不振のために前年対比 1.9%減少し、産業間における両極化現象が現れている(表 11)。

また、部門別生産動向を見ると、加工組立型は 2004 年には前年対比 7.5%増加、基礎素材型は化学関連業種の生産増加に後押しされ 3.7%増加した反面、生活関連型は繊維関連業種の生産減少によって前年対比 1.7%減少した。

2005 年にも加工組立型および基礎素材型には小幅ではあるが増加傾向が見られたが、生活関連型は減少傾向が続いている。

<表11>

産業別・部門別生産増減率推移

(単位:%)

	2003年	2004年					2005年		
		第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	全体	第 1 四半期	第 2 四半期	全体
重 化 学 工 業	2.7	5.6	5.5	8.3	4.0	5.8	4.4	2.8	3.6
軽 工 業	△4.1	△0.6	△1.0	0.0	△1.5	△0.3	△2.1	△1.7	△1.9
加工組み立て型	3.4	5.1	7.7	11.8	5.6	7.5	2.8	2.6	2.7
基 礎 素 材 型	1.9	5.9	2.8	4.0	2.5	3.7	5.9	3.0	4.5
生 活 関 連 型	△5.7	△1.9	0.2	△1.4	△3.5	△1.7	△3.5	△2.9	△3.2

注:増減率は前年または前年同期対応増減率(%)である

資料:中小企業銀行

2004 年の生産者製品出荷指数は 124.1 で前年に比べ 9.1%増加した(表 12)。企業規模別に見ると、大企業の生産者製品出荷指数は 126.9 で前年に比べ 11.4%増加したが、中小企業は 118.9 で大企業の増加(11.4%)に比べて多少小さい幅の増加率(5.7%)であった。

< 表 12 >

生産者製品出荷指数増減推移

(2000年=100基準)

生産者製品 出荷指数	2003	2004					2005		
		第1四 半期	第2四 半期	第3四 半期	第4四 半期	全体	第1四 半期	第2四 半期	全体
全 体	113.7	120.5	124.8	119.8	131.3	124.1	124.7	129.2	127.0
大企業	113.9	120.4	128.0	123.5	135.7	126.9	130.2	135.6	132.9
中小企業	112.5	117.8	120.1	114.1	123.5	118.9	111.5	118.4	115.0

資料:統計庁 増減率は前年同期対応増減率

3 設備投資

2004年度の中小製造業の設備投資動向は、内需不振により前年に比べ減少しており、年間設備投資実施業者比率は前年対比 1.1%p 減少した(表 13)。

産業別で見ると、重化学工業は軽工業に比べて全体的に設備投資実施業者比率が高く、規模別では中企業が小企業に比べて設備投資実施業者比率が高い状況が見られる。

< 表 13 >

中小製造業設備投資動向

(単位:%、%p)

	2003年	2004年	2005年						
			1月	2月	3月	4月	5月	6月	全体
全 体	16.9	15.8	13.4	13.4	16.4	17.3	15.0	16.9	17.8
増減差	-1.6	-1.1	-0.2	-0.5	-1.3	-0.2	-2.2	-1.3	-1.0
重化学工業	20.0	18.2	15.4	16.2	18.5	19.7	18.6	19.3	20.8
増減差	-1.5	-1.8	-1.2	-0.3	-3.7	-0.9	-0.5	-1.0	-3.1
軽工業	14.0	13.2	11.7	9.4	13.4	14.0	10.0	13.3	15.1
増減差	-1.5	-0.9	0.7	-2.2	-0.3	-0.8	-4.7	-2.0	-1.6
小企業	14.0	13.0	11.1	11.1	14.1	14.5	12.6	14.6	13.0
増減差	-1.6	-1.1	-0.2	-0.1	-0.5	-0.1	-1.8	-0.2	-0.5
中企業	29.3	28.4	24.5	24.4	28.0	30.7	27.4	29.6	27.4
増減差	-0.2	-0.9	0.5	-1.1	-2.6	1.3	-1.9	-3.1	-1.2

注:増減差は前年同月対応設備投資実施比率差(%p)である

資料:中小企業銀行

4 創業および不渡り

2004年度新設法人数(全国基準)は 48,585 社で、創業熱気が最高潮に達した 2002 年以後は持続的な減少を見せている(表 14)が、これは全般的な内需不振に起因しているものと思われる。

2004 年 4/4 分期に入ると、景気回復に対する期待感の高まりなどにより新設法人数が多少増える傾向を見せている。また、不渡法人対比の新設法人数の創業倍率も、不渡法人が新設法人より大幅に減少したことに伴い 2005 年上半期には 24.0 を記録した。

< 表 14 >

新設法人数(全国基準)

(単位:社)

	2002	2003	2004					2005.上半期		
			1/4	2/4	3/4	4/4	全体	1/4	2/4	全体
新設法人数	61,852	52,739	13,132	12,060	11,276	12,117	48,585	14,021	13,722	27,743
不渡法人数	2,710	3,214	678	684	644	741	2,747	571	583	1,154
創業倍率	22.8	16.4	19.4	17.6	17.5	15.3	17.7	24.6	23.5	24.0

資料: 法院行政処および韓国銀行、創業倍率=新設法人数/不渡り法人数

信用度が低く安全性が脆弱な中小企業の 2004 年の年間不渡法人数は、内需不振の影響を受けた金融機関の締め付け強化にもかかわらず 16.3%減少した(表 15)。

また、2005 年上半期には前年に比べ 441(19.8%)という大幅な減少が見られた。

< 表 15 >

不渡業者数(全国基準)

(単位:個)

区分		2003	2004					2005		
			1/4	2/4	3/4	4/4	全体	1/4	2/4	全体
全国		5,308	1,109	1,115	1,041	1,180	4,445	905	878	1,783
形態別	法人	3,214	678	684	644	741	2,747	571	583	1,154
	大企業	4	0	1	2	1	4	0	1	1
	中小企業	3,210	678	683	642	740	2,743	571	582	1,153
	個人	2,904	431	431	397	439	1,698	334	295	629

資料: 金融決済院

2004 年度の全国手形不渡率(金額基準)は 0.1%未満の低い水準で安定した動きを見せており、不渡り率が一時上昇した 5 月を除き 0.05%の低い水準で安定しており、年平均基準でも 0.06%を維持している(表 16)。

< 表 16 >

手形不渡り率推移

(単位: %)

	2003	2004					2005		
		1/4	2/4	3/4	4/4	全体	1/4	2/4	全体
全国手形不渡り率	0.08 (0.17)	0.05 (0.14)	0.07 (0.22)	0.05 (0.17)	0.05 (0.18)	0.06 (0.18)	0.05 (0.17)	0.04 (0.15)	0.05 (0.16)

注: ()内は電子決済調整前

資料: 韓国銀行

5 雇 用

2004 年の中小企業人材実態調査報告書によると、中小企業における人材不足は 113 千名で、不足率は前年の 6.23%から 5.06%に低下し、人材不足という点では、少し改善が見られた(表 17)。これは通貨危機以降の財閥系大企業の大量リストラやスピンアウトによる中小企業への人材流入が影響していると考えられる。

分野別人材不足率は専門職 6.29%、生産職 5.97%、販売管理職 4.17%、事務管理職

2.22%の順であり、一般事務職よりもむしろ専門職や生産職の人材不足感を持っている中小企業が多いことがわかる。

< 表 17 >

2004年中小企業人材現況

(単位:名、%)

区 分	事務 管理職	専門職	生産職	サービス職	販売 管理職	全体
現在人員	469,791	69,256	1,479,989	19,975	85,704	2,124,715
不足人員	10,684	4,647	93,966	248	3,731	113,276
不足率	2.22	6.29	5.97	1.23	4.17	5.06

資料:2004年中小企業人材実態調査報告書

人材不足率= [不足人数/(現在人員+不足人数)] × 100

6 輸 出

2004年の中小企業における輸出は中国の高い経済成長や米国、日本などの主要輸出市場の経済回復に後押しされるかたちで前年対比 10.6%増加し、輸出額は 904 億ドルに達した(表 18)。

韓国の全体の総輸出額は前年対比 31.0%増加したが、総輸出金額に中小企業輸出が占める比重は 35.6%で前年に比べ 6.6%p 減少している。

また、2005 年は原油価格の高騰やウォン高などの要因により中小企業輸出は鈍化傾向を見せている。

< 表 18 >

中小企業輸出実績

(単位:億ドル)

	2003	2004	2005		
			1/4	2/4	全体
総輸出額(A)	1,938.2 (19.3)	2,538.4 (31.0)	222.7 (12.7)	232.5 (9.0)	227.6 (10.9)
中小企業輸出額(B)	817.0 (19.6)	903.9 (10.6)	72.1 (3.7)	79.5 (3.8)	75.8 (3.8)
B/A	42.2%	35.6%	32.4%	34.2%	33.3%

注:()増減率は前年同期対応増減率である

資料:産業資源部、中小企業庁

世界的な韓国大企業の輸出主力商品である、家電製品、半導体、携帯電話、自動車、造船などの製品部品として供給している中小企業の 2004 年における輸出上位 5 大業種は、電気・電子(32.5%※)、機械(15.8%※)、繊維(14.7%※)、化学(12.5%※)、鉄鋼金属(9.7%※)である(表 19)。 ※中小企業庁発表の数値割合

< 表19 >

中小企業輸出上位 5 大業種

(単位:億ドル)

	2003	2004	2005. 上半期	増減率
電子・電気製品	272.5	293.8	134.3	-2.7
機械類	137.6	143.0	81.7	17.4
繊維類	128.7	132.9	60.0	-7.7
化学工業	95.2	112.9	70.9	38.1
鉄鋼金属製品	70.2	87.9	51.9	28.0

注:1) 増減率は前年対比増減率(%)である

資料:中小企業庁

7 製品販売(販売動向)

韓国中小企業庁によると、2004年中の中小製造業の製品販売は全般的な内需不振に追い討ちをかけるように2004年下半期から中小企業輸出増加傾向が鈍化して、前年対比増加率が、2003年の8.6%から8.8%に小幅な増加に終わったとのことである。

総販売額中の輸出額割合は、中国の低価格品の輸出増加で海外輸出供給量が減り、繊維製品、衣服・毛皮、革・カバン・履き物などの輸出主力製品を営む小企業の輸出不振が深刻であった2003年の18.2%から16.8%とさらに低くなったが、内需販売比重は内需不振にもかかわらず2003年の81.8%から83.2%に高まった(表20)。

また、総販売額の中で自己固有商標による販売比重は自体ブランド開発努力に後押しされ2003年の18.8%から21.1%に高まったことが明らかになっている。

輸出・内需別に自己固有ブランド比重を見ると輸出(2003年9.4% → 2004年11.1%)、内需(2003年9.4% → 2004年10.0%)と固有ブランド販売比重が増えている。

一方、企業規模別に販売額比重を見ると、中企業(42.7%)より小企業(57.3%)市場占有率が相対的に高かったが、小企業の販売比重は輸出および内需不振などで前年度に比べて0.7%p下落した。

< 表20 >

製品販売額および販売形態別製品販売額構成費

(単位:億ウォン、%)

区分	2003年	2004年	増減率
中小製造業	2,685,686	2,922,386	8.81
-輸出	18.2	16.8	-1.4 %P
(自己固有商標)	(9.4)	(11.1)	(1.7 %P)
-内需	81.8	83.2	1.4 %P
(自己固有商標)	(9.4)	(10.0)	(0.6 %P)
- 小企業	58.0	57.3	-0.7 %P
- 中企業	42.0	42.7	0.7 %P

資料:中小企業庁、中小企業協同組合中央会

第2章 政府の中小企業育成施策

第1節 政府の基本方針

1 中小企業を取り巻く環境の変化

グローバル社会の進展により国家間の障壁がなくなり、自由な経済活動が加速することによって企業間の無差別的競争の時代が到来している。

このような社会環境下では、一流企業だけが生き残る社会ではなく、中小企業にも新しい成長機会を提供することが求められるが、同時に既存の保護政策の除去に伴う全面的競争体制に賢く対応していかなければならないという課題を有している。

また、世界経済は知識の創出と活用が企業競争力決定のカギとなる知的財産を基盤とする時代に突入している。知的財産を基盤とする経済では、知識と情報、技術などの新しい生産要素が資本と労働という伝統的な生産要素を補完し合い、付加価値の創出のカギとして機能することが特徴である。

韓国政府も、中小企業が知識と技術を中心とした革新主導型経済構造への転換傾向に合わせて売上額など外形中心の成長戦略から脱皮し、経営の質、収益、価値の創出など「質」中心の発展的革新活動を模索せざるをえない時代に入っているとしている。特に、より値段が安い生産要素を探すグローバルアウトソーシングが拡大したが、知識と情報を通じた効率性の追求努力は、過去とは違い追加的な雇用増大を伴わない経済成長現象(Jobless Growth)を招いたとも言われている。このような新しい経済パラダイムの登場で、中小企業は雇用吸収力を重視されると同時に雇用創出や経済成長の先導的役割を担うものと考えられている。

最近インターネットを含んだ情報通信手段の発展にともなう情報革命は、新しい取引秩序や消費需要の質的变化をももたらしており、企業の経営を大きく変化させている。このような情報化は、生産性の向上と原材料費をはじめとする取引費用の節減など企業の競争力確保のために必要不可欠で、中小企業は電子商取引や無店舗取引の拡散など流通経路変化に対応するマーケティング力の強化はもちろん、情報化を活用した生産・経営・管理全般の高度化を推進していかなければならない。

併せて、技術の急速な発展により製品や技術周期が急激に短縮され、また、消費者ニーズも多様化・個性化する傾向が広がっていることから、標準化・画一化された製品の大量供給体制から多様な消費者のニーズに速かに対応できる新しい生産体制への転換を模索せざるを得なくなっている。

このような状況の中、中小企業は機敏で柔軟な対応が容易な規模である利点を最大限に生かし、低賃金労働力への依存戦略をやめるとともに市場主導型の革新戦略を模索しなければならない課題に直面している。

このために生産、経営など多様な分野で企業間協力・提携、専門化などの戦略的対応が重要な課題として浮上してきている。

2 中小企業の重要性

韓国の中小企業は、2003 年基準で全事業者数の 99.8%、雇用の 87.0%、輸出の 42.1% を占めるなど国民経済において絶対的な役割を担っている。

特に去る 1997 年に起きた通貨危機以後 2003 年までの外国為替危機克服過程において大企業は 127 万名もの雇用を減少させたが、その反面、中小企業部門では、221 万名の新規雇用を創り出すなど、新しい雇用創出者としての役割がより一層強まっている。

また、中小企業は、活発な創業と市場からの撤退により韓国経済の躍動性を向上させることや、機敏性と創意性による消費の個性化、多様化、製品寿命短縮など多品種少量生産時代に合致した企業への変身と新産業創出および技術革新の主役として台頭しつつある。

情報通信と次世代成長分野の技術革新成果が中小企業に波及することに伴い、中小・ベンチャー企業に優位となる新しい事業領域が拡大するものと予想されることから、今後、ネットワーク化および先端情報や知識の集約化などによって産業構造の高度化を促進させることができると期待されている。

このような中小企業の革新活動の強化は、今まで経済的弱者として中小企業に対する保護制度と低金利中心の政策資金などに過度に頼ってきた過去の慣行から脱皮し、グローバル競争企業へ新しく変革していける重要な転機を作るものと見られる。

特に、正規職および非正規職、既存の市場および大型ディスカウントストアの進出などをはじめとする両極化現象が、韓国の経済に大きく作用している状況において、中小企業の発展それ自体は、富と経済力集中の緩和そして地域間均衡発展を意味している。

韓国政府は、中小企業の活性化と成長なしには国家競争力向上、富の合理的な分配、そして疎外階層の積極的な社会参加を誘導することはできないとしており、活力のある革新的な中小企業こそ、韓国の経済成長と雇用創出の核心媒体として 21 世紀の国民所得 2 万ドル時代を操り上げるのに中心的役割を担うに違いないと考えている。

3 中小企業の競争力

近年、世界経済は企業間競争の基盤が過去のように生産要素の優位性が重要であった時代から、知識・情報の創出および活用、情報化・デジタル化という革新主導型経済に転換している。そのため、韓国においても技術革新を通じた生産性増大による経済成長を主導する革新主導型経済への転換を急いでいる。

革新主導型経済構造への転換は、主力輸出品目の変化でも知ることが出来る。1970 年代の衣類、船舶、履き物、魚類などを中心とした輸出構造から 1990 年代以後、半導体、無線通信、自動車、コンピュータなどの先端産業中心に主力輸出品目に変化している。

しかし、中小企業は革新主導型経済への対応が遅れている状態で、これは少数の革新企業を除外した大多数の中小企業が、成長できないまま過去の主力商品または内需

市場に依存しているところに問題があると考えられている。

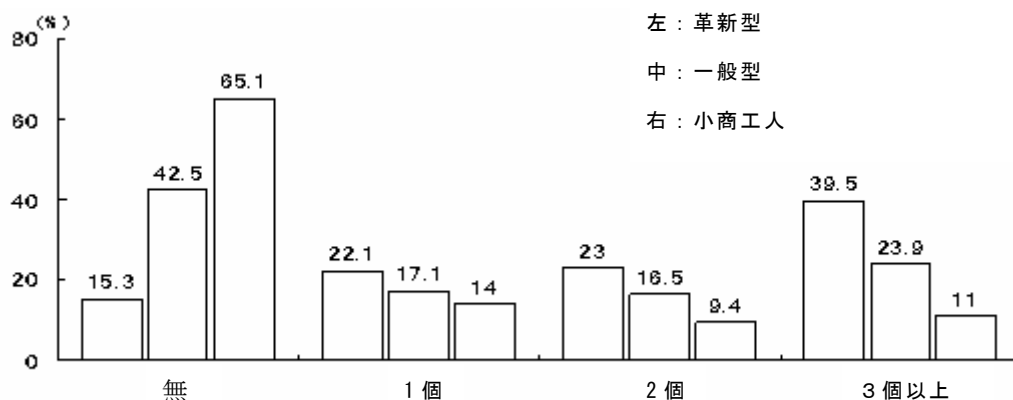
中小企業庁が 2004 年に行った「1 万社中小企業に対する実態調査」の結果、製造業およびサービス業を含んだ全産業部門において、中小企業は新商品登場などに伴う主力商品市場の縮小時期に対して「すでに縮小または現在進行」が 63.4%で最も多く、「環境と無関係」14.3%、縮小時期が「3 年以内」10.1%の順と回答している。

多くの中小企業が技術進歩や新商品登場による旧技術市場の縮小が予想される分野にもかかわらず相変らずその分野で競争している状況が伺える。

また、製造業部門における一般型や小商工人企業では、次期商品(導入期)保有現況は「無し」が最も多かった反面、ベンチャー企業など革新型中小企業は 1 個以上の次期商品を保有している比率が 84.6%と大部分が代替商品を保有しており、市場の変化に対応できるものと評価されている(表 21)。

<表21>

<革新企業の次期商品保有現況>



最近、中小企業の経営難は、景気の低迷でさらに悪化している側面があるが、それと併せ、技術進歩など世界経済構造改編に対応できない構造的問題も相当部分作用していると考えられている。

そのために政府は、中小企業の根本的な競争力を向上させ、革新型中小企業を集中的に育成できる環境づくりが不可欠であるとし、中小企業が自らの技術・経営革新活動を通し新しい価値(Blue Ocean)を創り出すとともに政府の中小企業政策も経済環境変化に適切なグローバルスタンダードを意識したものに変化させなければならないと考えている。

第 2 節 政府の中小企業育成のための基本方針

政府は、大企業が技術と知識を中心とした革新主導型経済構造に転換したにもかかわらず、大多数の中小企業は未だに付加価値の低い商品戦略に依存してしまっていることから、大企業より企業体質の改善が進まず、生産性の格差がますます大きくなってきていると指摘し、このような構造的問題点が中小企業経営悪化への要因であると

考えている。

また、政府が資金・技術・人材・販路など多様な中小企業育成政策を推進した結果、中小企業の輸出が増大するなど中小企業の外形的成長を誘導するのには大きく寄与したが、反面、過度な中小企業保護や競争制約的な制度を中心に推進したことにより、中小企業の根本的な競争力向上と質的な成長を促すには限界があったことも指摘している。

このため政府は付加価値商品に依存していた時代に形成された過去の政策枠組みを転換し、中小企業政策目標を「革新力量およびグローバル競争力強化を通じた中小・ベンチャー企業の活力向上」に置いて、保護と育成を政策基調とした自律的競争と協力を促進する方向に政策方針を転換した。

特に、1万社あまりの中小企業に対して実施した詳細な実態調査の結果を基に実効性のある政策を樹立しようと努力しており、支援方式も政策資金などの直接支援によるインフラ構築やサービスおよび情報提供など、間接支援からの転換をすすめている。

このような政策を柱に次のような中小企業育成方針を設定し推進している。

- 1 経営・技術などの分野で革新活動と成果が飛び抜けた「革新型中小企業」を集中的に育成し、一般中小企業と小商工人の生産性向上と成長を牽引する政策を推進する。

これまでの韓国政府の中小企業政策は技術性・事業性が飛び抜けた革新型企業に対する集中的支援が不十分であった。この反省から、「選択と集中」の原理を取り入れ、未来の経済成長と雇用創出の核として発展する可能性が高い「革新型中小企業」に政策資源を集中させると共に、一般の中小企業が革新企業に円滑に転換できる環境を作り、ベンチャーキャピタル、R&D(研究開発)など政府の各種支援制度が企業間の良好な競争を通して革新性を達成することができるよう効率的に配分されるシステム構築を重点におく。

- 2 中小企業のニーズと特性により差別化された政策目標を設定しながら推進する「合わせ型政策(Tailored Policy)」を強化する。今までの中小企業政策は景気が悪く、急激な外部からの衝撃がある時、臨時方便的、羅列式に対応されてきたが、中小企業の根本的な競争力強化には限界があった。

したがって、政府では中小企業の類型別(革新型・一般・小商工人)・成長段階別(創業・成長・成熟・退出)に特化した政策開発努力を強化すると共に、実効性を失っていたり、前例踏襲式で存続してきた政策を中小企業の立場から再度 Zero-Base で評価し、それらの政策を統・廃合することにより中小企業の多様なニーズに適合した政策を推進する。

- 3 中小企業の競争力向上に全く役に立たず、むしろ中小企業の技術開発と品質向上努力を阻害する「直接保護制度」を廃止し中小企業間競争を促進する環境造成に重

点をおいている。

このために団体随意契約制度と固有業種制度を 2007 年までに段階的に廃止する計画であり、指定系列化制度は直ちに廃止した。

特に保護制度廃止にともなう中小企業界への影響を最小限とするために中小企業製品を義務的に購入する公共機関の数を拡大して 2.1 億ウォン以下の小額購買時には中小企業間競争義務化、等級別競争制度を導入し、中小企業製品の新規需要創出を支援する補完対策を樹立し推進する。

4 大・中小企業および小商工人企業間の相乗成長を通した両極化の解消のために政策的力量を集中する。

過去、大企業と中小企業間では垂直的な下請け関係が中小企業成長の源泉だったが、企業間ネットワークの形成と協力が企業競争力確保の核心である時代に転換した。

このような状況で、大・中小企業間水平的・パートナー的協力関係を強固にすることが大企業はもちろん中小企業者にとっても Win-Win の関係になる戦略的選択と言える。

したがって政府では、大・中小企業共存協力の社会的雰囲気を作り、大・中小企業間協力の結果が中小企業に実質的に役立つ多様なインセンティブと制度を拡充している。

特に小商工人と既存の市場の競争力確保を集中支援して庶民生活の安定と地域経済の活性化に寄与するようにする。

5 円滑な創業環境を作り常時的構造調整を促進する計画である。

創業規制の大幅緩和などを通して、「技術性」と「事業性」が優秀な企業が難なく創業できるように支援し、また成長停滞企業がより競争力のある高付加価値業種に転換できる制度的要件を拡充し、新雇用創出、経済構造の躍動性、柔軟性の向上を積極的に推進する。

第3節 革新型中小企業の育成

ベンチャー企業の再跳躍基盤構築

1997 年、政府が「ベンチャー企業育成に関する特別措置法」を制定し、本格的に育成を始めたベンチャー企業は、情報通信などの業種を中心に韓国経済成長の新しい原動力として作用し、IMF 外国為替危機を克服して大企業中心の経済体質から技術力と革新性を備えた中小・ベンチャー企業中心に改善し、また、労働市場の柔軟性を向上させるなど韓国の経済発展に大きく寄与してきた。

しかし、IT 分野に過度な投資が行われた結果、ベンチャーバブル現象が発生したほか、一部ベンチャー企業で株価操作、資金流用などベンチャー関連主導者の不正も発

生し、ベンチャー産業およびベンチャー政策全般に対する反省と管理が強化される契機となり、新しい跳躍のための対策に手が加えられた。

ベンチャー企業の確認時には、革新能力評価を導入するなどベンチャー要件を強化してベンチャー企業間構造調整を促進し、M&A(企業の合併・買収)を活性化するための「ベンチャー企業育成特別措置法(2004.1)」と「租税特例制限法(2003.12)」等の関連法令が改正された。

ベンチャー企業の構造調整過程でベンチャー企業は 2001 年末で 11,392 社を頂点として持続的に減少しており、2004 年 11 月には 7,433 社まで縮小したが、競争過程で生き残ったベンチャー企業を中心に競争力が強化され、収益性は徐々に改善される傾向を見せている。

これに伴いベンチャー企業数が増加傾向に転換し、2005 年 8 月現在では 9,090 社にまで回復している(表 22)。また、2006 年 3 月の速報数値では、2006 年 2 月 28 日現在 10,070 社となって、3 年 6 ヶ月ぶりに 1 万社を越えた。2004 年から進めている政府のベンチャー企業活性化対策の成果が現れてきている。

<表 22>

ベンチャー企業確認業者数推移

経営指標	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005.8
ベンチャー企業数(社)	4,934	8,798	11,392	8,778	7,702	7,967	9,090

資料：中小企業庁

また中小企業庁は、ベンチャー企業の業界の自律的な構造調整と倫理意識の向上を基盤とした健全なベンチャー生態系を構築するため「ベンチャー活性化対策(2004.12.24)」を策定している。

主な内容は、1 兆ウォン規模の中小企業投資育成組合を作り、創業・地方・バイオなど民間投資が弱い分野に投資を拡大するなどベンチャーキャピタルを活用する民間中心のベンチャー政策への転換に重点をおいている。

また、ベンチャー創業者の失敗経験を社会的資産として認識し、彼らの経営再起を支援するために「敗者復活プログラム」を導入している。これは信用回復者を対象にベンチャー企業協会における道徳性評価を経て、信用保証機関が事業性を認める場合には、保証支援を通しベンチャー企業の再起を支援することが出来るように計画しているものである。

コスダック市場をベンチャー企業の専用市場として運営するために中堅企業要件を廃止し、ベンチャー企業が収益要件を充足できない場合でも、コスダック委員会が技術力、成長性などを判断して、上場が可能となるように改善した。

2005 年 6 月には、IT・BT(バイオテクノロジー)・NT(ナノテクノロジー)など新産業分野の創業促進とベンチャー企業活性化の効果拡散のために「ベンチャー活性化補完対策」を実施している。

対策の基本方向は韓国の経済成長の原動力となるだけに新産業分野の創業促進と創業初期企業の経営環境改善に力点が置かれている。

中小企業投資育成組合の出資は創業初期段階の企業の民間投資を補完するために、創業3年未満の企業に集中投資する組合に対して投資育成ファンドの出資比率を最高50%まで許容(一般組合の場合30%)し、投資育成組合の7年以内の創業企業に対する経営参加目的の投資を認めることとした。

また、大学・研究所中心の技術革新型創業活性化のために、大学・研究所内に株式会社形態の会社設立を許容し、休み期間中に「実験室ベンチャー創業課程」を開設して、教授・研究員のマーケティング・財務・会計など経営能力向上を支援している。

創業保育センター(BI)(ベンチャーインキュベーター施設※)の創業支援力量強化のために育成能力が優秀なBIに対して拡張・運営費など支援を強化し、不良BIは指定取り消しなど制裁を加えるほか、BT・NTなど長期間入居が必要な分野に対しては入居期間を延長(3年→5年)するなど運営体系を改編した。

また、ベンチャー企業の経営環境改善のために公共購買を通じた技術開発製品販路確保支援、公共機関の購買条件付き技術開発事業参加、輸出インキュベーション保証などベンチャー企業の海外進出支援策を強化した。

※企業家育成施設(ビジネス・インキュベーター)の意。日本では、中小企業庁所管分として2005年4月現在、中小企業基盤整備機構の運営(26施設)および第3セクター方式(28施設)が運用中である。(中小企業庁「平成17年度版中小企業施策利用ハンドブック」より)

第4節 中小・ベンチャー企業に対する安定的投資財源の供給

1 中小・ベンチャー企業への創業投資現況

1986年に創業投資制度が導入されて以降、ベンチャー企業育成政策とコスダック市場の成長と共に創業投資会社の設立が急増した。

しかし、2000年末147社に達した創業投資会社は、2005年8月末現在102社まで減少するなど、ベンチャーキャピタル市場の構造調整が進行過程にある(表23)。

<表23>

年度別創業投資会社現況

(単位：組合、億ウォン)

年度別	'86-'98	'99	'00	'01	'02	'03	'04	'05.8
創業投資会社	72	87	147	145	128	117	101	102
払込資本金	10,263	12,400	21,391	22,194	19,651	18,651	16,528	15,328

資料：中小企業庁

1997年以前、10余年間にわたり93社に過ぎなかった創業投資組合の結成もその後活発に形成され、2005年8月末現在、創業投資組合は総計395社、3兆7,118億ウォン規模で運用中であり、組合当たりの結成金額も1999年60億ウォンから2004年132

億ウォンと大型化する傾向にある(表 24)。

< 表24 >

年度別創業投資組合現況

(単位： 組合、億ウォン)

年 度 別		'86-'97	'99	'00	'01	'02	'03	'04	'05.8
新 規	組 合 数	117	82	194	90	60	39	40	13
	金 額	10,804	4,885	14,341	7,910	5,222	4,550	5,274	2,036
累 計	組 合 数	93	149	325	395	410	428	422	395
	金 額	9,309	11,098	23,592	30,040	31,726	34,815	37,200	37,118

資料：中小企業庁

政府はベンチャー投資を誘導するために1998年以降現在まで多くの投資組合に出資して投資財源を作っており、未だ政府の出資比重が高い状況にある(表25)。政府が作った投資財源は、民間投資が低調な部品・素材、生命工学など先端製造業と女性企業、地方企業中心への投資を誘導しており、民間の投資機能を補完する一方、ベンチャー企業に対する資金支援を市場機能による間接支援に転換して国内ベンチャーキャピタル産業を育成していく計画である。

< 表25 >

年度別ベンチャー投資財源造成実績および政府出資現況

(単位：億ウォン)

区分		'98	'99	'00	'01	'02	'03	'04	計
総助成額		1,055	4,885	14,341	9,993	8,084	5,290	5,424	49,072
民 官 共 同	政府財政	135 (12.8)	718 (14.7)	2,446 (17.0)	2,993 (29.9)	2,404 (29.7)	1,923 (36.4)	2,485 (45.8)	13,104 (26.7)
	民間資金	138 (13.1)	1,392 (28.5)	5,214 (36.4)	5,666 (56.7)	4,563 (56.4)	2,706 (51.2)	1,515 (27.9)	21,194 (43.2)
	小計	273 (25.9)	2,110 (43.2)	7,660 (53.4)	8,659 (86.6)	6,967 (86.1)	4,629 (87.6)	4,000 (73.7)	34,298 (69.9)
民間単独		782 (74.1)	2,775 (56.8)	6,681 (46.6)	1,334 (13.4)	1,117 (13.8)	661 (12.4)	1,424 (26.3)	14,774 (30.1)

*()内は%である

資料：中小企業庁

中小・ベンチャー企業に対する投資は2000年コスダックバブルの崩壊、投資組合の存続期間満期にともなう解散手続きの進行などにより減少傾向にある。しかし最近では、ベンチャー企業活性化対策と中小企業投資育成ファンドの結成、コスダック市場活性化などの措置により投資が活性化されることが予想されている(表 26)。

中小・ベンチャー企業に対する投資財源は、過去には主に創業投資会社の資産であったが、社会全般のベンチャー投資の雰囲気が高まることによって創業投資組合を通じた投資が順次増加し、創業投資会社は直接投資によるファンド管理会社(Management Company)としての役割に限定され、ファンド中心のベンチャー投資慣行が定着したと評価されている。

<表26>

年度別創業投資実績

(単位:億ウォン)

区分	'98	'99	'00	'01	'02	'03	'04
投資残額	10,408	14,845	28,691	30,358	30,322	27,371	25,631
投資会社	7,137	10,683	18,677	16,171	14,129	11,183	9,008
投資組合	3,271	4,162	10,014	14,187	16,193	16,188	16,623
組合費率(%)	31	28	35	47	53	59	65

資料：中小企業庁

2 安定した投資財源供給体系準備

政府は長期的に安定したベンチャー投資財源の供給のために、既存の単年度予算執行方式から脱皮して、回収財源を投資財源（Revolving System）として活用する投資育成組合中心の運用体系に全面改編した。

2004 年、中小企業競争力強化総合対策(2004.7.7)およびベンチャー企業活性化対策(2004.12.24)により 1 兆ウォン規模の中小企業投資育成組合推進計画が樹立され、2004.12 月にはベンチャー企業育成に関する特別措置法の改正により投資育成組合の結成および運営根拠が整備された。

投資育成組合は、中小企業庁長が委嘱する関係専門家 11 人で構成される投資育成組合運用委員会において育成組合運用指針および運営計画などの育成組合運用に関する主要事項を審議・議決することとし、中小企業庁長が指定する投資管理専門機関は投資組合に対する選定・出資・事後管理を専門に担当するようにし、政府の干渉を排除した民間専門家による公共性と収益性が確保された運営が行われている。

ただし、投資管理専門機関は投資育成組合運営の独立性は保障するものの、出資審議会設置運営、リスク管理チーム運営、成果中心の運営など客観的なモラルハザード防止のための投資管理機関管理監督システムを運用している。

3 ベンチャーキャピタル規制緩和を通じた投資活力向上

創業投資会社の弾力的で効率的な運用を誘導してベンチャー投資活力を向上させていくために創業投資会社に対する規制を大幅緩和する一方、不法・不良創業投資会社に対する管理監督システムも大幅整備した。

まず、創業投資会社の納入資本金(100→70 億ウォン)および専門担当者要件(3→2 人)等登録要件を緩和するなど、制度改正により円滑に参入できる基盤を用意し、創業投資会社の投資組合出資義務比率(出資金総額の 5→1%)の引き下げや年次別投資義務規程廃止などの規制緩和を行った。

また、7 年以内の創業中小企業を対象にこれまで禁止していた経営支配目的の投資を全面許容してベンチャーキャピタルが主導的に中小・ベンチャー企業を育成できる場を作ると共に構造調整・M&A などを通し投資資金の円滑な回収を可能とし、中小企業投資目的の有限会社型(LLC)ベンチャー投資組合の試験的結成などベンチャーキャピタルの投資力量向上のための制度的基盤を用意した。

ただし、規制緩和によるベンチャーキャピタルのモラルハザードなどを防止するために創業投資会社の財務状態、組合運営、違法行為などを総合評価する創業投資会社常時評価システムを構築し、創業投資会社の投資活動と違法行為を一般に公開する創業投資会社投資活動公示制度の導入運営、経営改善命令および創業投資会社登録取り消しなどの補完対策を制度化し 2005 年から施行している。

第 5 節 中小企業技術革新および事業化の支援について

1 中小企業の技術競争力現況および支援方向

(1) 韓国の中小企業の技術競争力の現況

現在、韓国の中小企業の技術競争力水準は世界最高水準に近いところに位置していると言われているが、後ろからは中国など後発開発途上国の追撃を受けている状況である。

つまり、市場先行型技術開発 (Front-Runner) 段階というよりは先進国追随型技術開発 (Catch-Up) 段階に留まっているのが現状と考えられる。

こうしたことを踏まえて、政府は中小・ベンチャー企業に対する政府の支援強化をはかっており、研究開発活動を遂行する中小企業も 2003 年には全体中小企業の 19% 水準 (中小企業庁発表) にまで上昇している。これは 1990 年代末に比べて二倍以上に拡大しているが、政府は、国家間競争力の源泉としての技術革新に必要な水準に比較すればまだ低いと評価している。

このように技術革新の重要性が日増しに大きくなるにつれ、政府の中小企業に対する R&D への支援だけでなく、中小企業自らの R&D の必要性に対する認識が増大し技術開発成功率は 80~90% 水準に達している。しかしながら開発された技術の事業化率は 10~30% 水準に留まっていることから中小企業が開発した優秀な技術が事業化されずにそのまま眠ってしまっている事例が多いと考えられている。

(2) 中小企業技術革新支援の方向

韓国政府は、中小企業技術革新支援施策の究極の目的は持続的な技術革新を通じたグローバル競争力を備えた革新型中小企業（一般的に先端・高度な技術を持っており未来成長と雇用創出の原動力になることができる企業をいう）の育成にあると考えている。

そして中小企業庁を軸に 2008 年までに 3 万社の高い技術力を持った技術革新型中小企業 (Inno-Biz) とベンチャー企業などの革新型中小企業の育成を行い、中小企業を牽引していく計画である。

このため、中小企業が技術競争力を身につけることが出来るように R&D 支援を強化する一方、開発技術の事業化成功率を向上させるために企画段階から R&D や事業化に達するまでの段階別の支援体制の構築を目指している。

その概要は以下のとおりである。

革新型中小企業に対する選択と集中支援で一般中小企業の技術革新を先導する一方、中小企業の自律的な革新力量を養成する。

この一環として、新技術と事業化能力を持った中小企業を技術革新型中小企業(Inno-Biz)に指定し、彼ら Inno-Biz 企業に対しては保証および政策資金、人材、販路開拓などの多様な支援施策を講じ、技術革新企業の先導グループとして育成する。

また、中小企業庁では毎年 2,000 億ウォン規模以上の中小企業向け R&D 資金を支援しているが、それとは別に 15 の公共機関の R&D 予算の一定比率を中小企業に投資するようにする「公共機関の中小企業技術革新支援制度(KOSBIR:Korea small Business Innovation Research Program)」を通じ、その支援の拡大を図っている。

政府はこのように今後も中小企業の R&D 投資を通じた技術競争力確保のための関連予算を持続的に拡大していき、公共機関の中小企業に対する実質的な R&D 支援を誘導していく計画である。

これと共に中小企業の課題である慢性的な技術力不足の問題を解消するために大学内に中小企業へ協力するための研究所を付設し、中小企業が気軽に活用できるようにしている。

また、地方の中小企業と地方大学が産学連携を通じ技術力の循環構造を構築できるように大学教授研究室と実習室を産学協力室として活用させ、中小企業・教授・学生が共同技術開発を遂行して学生が卒業した後には該当企業に就職できるように誘導していく計画である。

さらに、中小企業技術開発製品の販路確保のために中小企業の新技術製品に対しては公共機関が義務的に購買する制度を導入している。

(3) 中小企業の技術力向上(技術革新型中小企業(Inno-Biz)発掘・育成)

21 世紀の世界経済はグローバル化・情報化が進展する中ですべての分野において「変化と挑戦」に直面しており、新しい経済パラダイムが形成されている。

そこで韓国政府は、科学技術が先端化・細分化されて業種区分が困難になるほど融合化傾向にあることから、技術の先端化・融合化は基礎科学と応用技術の境界を崩し、緊密な産・官・学・研の協力が求められていると考えている。

このように国際的な技術環境の変化に柔軟に対応し、国家競争力を向上するためには中小企業の技術力向上が最重要であり、中小企業庁では今後の韓国経済を牽引する技術革新型中小企業の育成を緊急の課題と考え、2001 年から「中小企業技術革新促進法」に基づき「技術革新型中小企業発掘・育成計画」を樹立し推進している。

特に 3 万社の革新型中小企業の発掘・育成対策の一環として、2005 年 5 月に Inno-Biz 指定制度を改善し、四半期に 1 回の指定から月 2 回に変更したり、2005 年 10 月からはすべての業種で Inno-Biz 申請を可能にしている。

Inno-Biz 申請業者に対しては中小企業の技術力評価に対する信頼度を向上させ、

民間金融機関の参加を誘導するために、民間専門技術評価機関である「技術信用保証基金」による技術力の現場評価を実施しており、また、中小企業がインターネットを通し自社の技術力を自ら評価し、不十分な部分を補完できるようにオンライン自家診断システムを開発、運営している。

2001 年同事業が施行されて以来、2005 年 7 月末現在 3,106 事業者が指定されている(表 27)。Inno-Biz 確認書有効期間(3 年)満了前の事後管理現場評価を通し、技術革新性および経営成果が不十分な企業の Inno-Biz 指定を取消すことによって同事業の対外的信頼性を向上させている。

<表 27>

Inno-Biz 指定現況

年度	‘01	‘02	‘03	‘04	‘05. 7.	計
新規指定業者数	1,090	766	519	570	460	3,405
指定取り消し業者数	183	116	-	-	-	299
現在の Inno-Biz 業者数	907	650	519	570	460	3,106

資料：中小企業庁

技術革新型中小企業に対しては中小企業庁の各種技術支援事業参加時にまず支援するほか、資金、販路、人材、情報など多様な支援事業を総合的に連携させて国際的な競争力を確保できるように支援する計画である。

特に 2005 年 7 月には『新技術開発製品優先購買制度』の対象に Inno-Biz 企業の生産製品を含めて Inno-Biz 企業に対する販路支援をより強化した。また、『技術革新小グループ支援事業』と『1 社 1 教授諮問制度』を 2005 年新規事業として推進することによって Inno-Biz 企業の自発的な革新力量が一層強化されるものと期待している。

また、中小企業の技術力評価結果を技術信用保証基金と韓国産業銀行、企業銀行など 14 の Inno-Biz 金融支援協約銀行などと共有することによって行政浪費を減らし、中小企業の技術力評価を通じた信用貸し出し活性化にも寄与すると考えている。

中小企業庁は先進国水準の信頼性ある技術力評価指標を適用し、技術革新型中小企業を積極的に育成する計画であり、国民所得 2 万ドル時代進入という目標達成のために 2008 年までに 3 万社の技術革新型中小企業の育成を目指し、同目標の支障ない達成のために Inno-Biz 企業に対する支援施策などの多様化と充実に努める方針である。

(4) 公共機関の中小企業技術革新支援強化

1997 年 1 月政府は、「公共機関の中小企業技術革新支援事業(KOSBIR)」という中小企業技術開発総合対策を実施し、政府部署および政府投資機関が参加する中小企業技術開発支援体制を構築した。1998 年から年間 300 億ウォン以上の研究開発予算を保有する 18 公共機関に対し中小企業庁が予算の一定比率を推奨比率として定め、毎年、中小企業の技術開発を支援するようにしている。

この制度が施行された 1998 年には年間 R&D 予算 4 兆 1,075 億ウォンの 8.4%である 3,442 億ウォンが中小企業に支援され、翌年には 3 兆 4,686 億ウォンの 11.7%である 4,072 億ウォンが支援されるなど、政府の推奨比率 4 %を上回る支援実績を上げている。

2000 年からは推奨比率を 5 %に上方修正したことにより 2000 年度には R&D 予算 3 兆 2,932 億ウォンの 13.2%である 4,358 億ウォン、2001 年度には 3 兆 8,640 億ウォンの 14.2%である 5,478 億ウォン、2002 年度には 4 兆 4,337 億ウォンの 12.6%である 5,596 億ウォン、2003 年度には 15 公共機関(民営化により 3 機関除外)で 4 兆 968 億ウォンの 14.2%である 5,822 億ウォン、2004 年度には 4 兆 2,006 億ウォンの 15.8%である 6,624 億ウォンが支援され、2005 年度には 4 兆 4,338 億ウォンの 16.6%に該当する 7,342 億ウォンが支援された(表 28)。

この事業の推進により中小企業技術革新支援事業に対する認識が向上し、中小企業専用の技術開発事業の新設や別途の予算事業推進が増加する傾向にあり、中小企業庁では中小企業が必要とする技術開発資金を効率的に利用できるように中小企業庁や各関係機関のインターネットを通して施策の広報を行っている。

このような「公共機関の中小企業技術革新支援事業」は、米国では 1982 年^{※1}から、日本でも 1999 年^{※2}から実施されており、中小企業育成のための国家的な技術開発事業との評価を受けていることから、同制度の効率性確保のための実態調査、KOSBIR 専用事業拡大および開発技術の事業化連係支援などを通して判断した上で内容の充実を図っていく計画である。

※1 SBIR(中小企業革新研究プログラム)

米国連邦政府のニーズにあった革新技术開発を中小企業が行える機会を与えることを目的に、1982 年に制定された「中小企業革新開発法」を根拠に作られたプログラム。米国連邦政府機関のうち一定基準(年 1 億ドル)以上の外部研究開発費を有する省庁に対し、一定比率(2.5%)を優れた研究開発能力のある中小企業に支出することを義務付けるというもの(CLAIR REPORT No.273「米国の地方自治体(市)における経済振興施策の現状について」参照)。

※2 中小企業技術革新制度：SBIR (Small Business Innovation Research) 制度

日本版 SBIR とも言われる。中小企業の新技术を利用した事業活動を支援するため、関係省庁が連携して、中小企業による研究開発とその成果の事業化を一貫して支援する制度で、平成 11 年(1999 年)「新事業創出促進法」に基づき創設された。また、平成 17 年(2005 年)4 月に行われた法改正により「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」に根拠規定が移行している。

<表 28>

年度別・部署別支援実績および 2005 年推進計画

(単位：億ウォン、%)

機 関 名	2003			2004			2005		
	R&D 予算(A)	支援額 (B)	支援比率 (B/A)	R&D 予算(A)	支援額 (B)	支援比率 (B/A)	R&D 予算(A)	支援額 (B)	支援比率 (B/A)
国 防 部	6,349	450	7.1	6,684	637	9.6	7,885	804	10.2
科 学 技 術 部	9,877	961	9.7	9,912	1,098	11.1	4,273	427	10.0
農 林 部	434	35	8.1	430	34	7.9	450	34	7.6
産 業 資 源 部	9,706	3,177	32.7	9,581	3,190	33.3	13,862	4,260	30.8
情 報 通 信 部	6,539	338	5.2	6,330	569	9.0	6,982	581	8.4
保 健 福 祉 部	1,219	171	14.0	1,537	294	19.2	1,657	316	19.1
環 境 部	1,114	264	23.7	1,264	322	25.5	1,349	340	25.2
建 設 交 通 部	689	126	18.3	453	172	38.0	657	193	29.4
海 洋 水 産 部	1,130	41	3.6	1,200	38	3.2	1,406	24	1.7
小 計	37,057	5,563	15.0	37,391	6,354	17.0	38,521	6,979	18.2
電 力 公 社	2,224	195	6.2	2,608	180	6.9	2,658	208	7.9
住 宅 公 社	326	17	5.2	355	21	6.0	893	46	5.2
水 資 源 公 社	562	25	4.5	809	30	3.7	1,075	55	5.2
道 路 公 社	345	5	1.5	318	20	6.3	466	28	6.0
投 資 公 社	250	4	1.6	255	3	1.2	388	9	2.4
ガ ス 公 社	204	13	6.4	270	16	6.0	337	17	5.1
小 計	3,911	259	6.6	4,615	270	5.9	5,817	363	5.0
総 計	40,968	5,822	14.2	42,006	6,624	15.8	44,338	7,342	16.6

資料:中小企業庁

(5) 中小企業R&D支援(中小企業技術革新開発事業)

中小企業の技術革新を促進して技術力を向上させるために技術開発能力がある中小企業に対し新技術・新製品開発に必要とする費用の一部を政府が支援する中小企業技術革新開発事業を 1997 年から施行しており、2004 年まで 9,513 業者に 5,933 億ウォンを支援し、2005 年には事業費を 1,422 億ウォンに拡大(前年対比 8.9%増加)している(表 29)。

<表 29>

技術革新開発事業推進実績及び計画

(単位：事業所、億ウォン)

区分	'97	'98	'99	'00	'01	'02	'03	'04	'05計画	計
事業予算	300	322	450	600	861	993	1,101	1,306	1,422	7,355
支援業体数	666	636	845	996	1,301	1,532	1,654	1,883	1,895	11,408

資料：中小企業庁

国家研究開発事業の大部分が大学・研究所中心の基礎技術および長期課題に偏っているが、中小企業が技術開発を直接遂行する事業は、比較的短期間(1年以内)に事

業化が容易であり、事業化のための課題を解決することによって中小企業の技術開発インフラ構築に大きく寄与していることが技術革新開発事業の特徴である。

技術革新開発事業の支援部門は自由応募による「一般課題」と技術需要調査の結果発掘された「優秀課題」、「有望特許技術課題」、「戦略課題」に区分して技術開発総事業費の 75%以内で支援している。

技術開発の主体となる企業は開発成功時、支援を受けた政府資金の 30%を技術料として課題終了後 5 年間分割納付するように定められており、技術料全額を一時的に納付する場合、徴収対象金額の 40%を減免するとしている。一方、不誠実遂行で失敗した場合、以後の国家研究開発事業への参加を制限することによって責任ある研究開発と国家 R&D 予算の効率的な活用に努めている。

2005 年からは、選択と集中を通じた技術開発および事業管理の効率性をさらに向上させるため、戦略課題に対する支援期間および限度額を拡大（1 年：1 億ウォン→2 年：3 億ウォン）したほか、評価システムの改善も行った。申請業者の評価時に地域中小企業の現場を熟知している地方庁の現場評価点数を 30%反映する一方、中小企業技術開発事業総合管理システムを構築することにより事業申請の評価、事後管理などを電算化して支援手続きを簡素化するなど制度を改善し運営している。

最近では、技術革新開発事業の技術開発成功率が 95%を上回るなど、優秀な技術開発成果を創出している。また、中小企業の申請数も毎年上昇し、2005 年には前年(4,260 事業者)より 61%増加し 6,878 事業者が申請するなど高い競争率になっている。

同事業に対する国家科学技術委員会など外部機関の評価結果において、国家 R&D 事業の中でも優秀な事業と認められており、支援事業者に対する成果分析結果の技術蓄積、知的財産権出願・登録、売上額増加など中小企業の技術競争力向上に大きく寄与していると評価されている。

（6）中小企業開発技術事業化促進

ア 購買条件付き新製品開発事業

中小企業が技術を開発しても、これを基にした事業化や開発製品の販売が難しい開発初期段階から販路を保障することによって、中小企業に技術革新能力と販路確保を同時に支援するもので 2002 年から同事業を導入された。

購買条件付き新製品開発事業は、需要機関(政府・公共機関・企業)が必要とする物品や新製品に対して、中小企業庁が技術開発に必要な費用の支援(総開発費の 75%以内、2 億ウォン以内)と開発が成功した製品に対して需要のある機関で 2 年以上購買を保証する事業である。現在使用中の設備および部品の国産化・先進化だけでなく新製品の販路拡大を通じた中小企業の経営安定に大きく寄与している。

同事業は 2002 年度に国防分野 13 事業者を選定して新製品開発資金を支援した試験事業として開始され、2003 年度には 40 億ウォン(49 課題)、2004 年度には 40 億ウォン(40 課題)の開発資金が支援されている。2005 年度は 100 億ウォンに支援予算が大幅拡大されており、上半期現在 33 課題 47 億ウォンの支援が実施されている。

2002 年最初に国防部と締結して以来、2003 年には韓国電力・韓国ガス公社と、2004 年には鉄道公社、消防防災庁、石炭公社、水資源公社などの公共機関と協約を締結した。

特に 2005 年下半年期からは、これまで公共機関中心に推進されてきた事業を大企業など民間部門にも拡大して推進していく計画であり、2005.7 月現在、ポスコ、斗山エンジン、三星電子、LG 電子、三星重工業等の大企業とも締結している。

イ 開発および特許技術事業化資金

中小企業が開発した優秀な技術が休眠技術となるのを防止し、開発された技術の製品化および事業化を促進して技術力中心の中小企業を育成するために「開発および特許技術事業化資金」を支援している。

同資金は 800 億ウォン規模(2005 年基準)で、中小企業が保有している技術を事業化するために必要となる施設設備導入資金および運転資金を年利 4.4%、貸出期間 5 年という条件で中小企業振興公団地域本部および技術信用保証基金技術評価センターが信用貸し出し方式で支援している。

ウ 中小企業技術移転開発事業

技術進化の速度が急速に進み技術競争力が企業生存のための必須要素として作用することに伴い、新技術開発と共に優秀技術の取引および移転を通じた技術競争力確保の重要性がより一層浮び上がっている。

これに伴い独自の技術開発余力の不足した中小企業が急速な技術環境変化に適応できる能力を育て、優秀技術の休眠化を防止するために 2001 年から移転技術開発事業を推進している。

同事業は大学・研究機関、企業などが保有する源泉技術を受け継ぎ、実用化・商品化する過程で追加開発に必要な所要費用の一部(総開発費の 75%以内で 1 億ウォンまで)を支援し、開発が成功した場合は支援金額の 30%を技術料として 3 年間分割して納付するという制度になっている。2005 年 8 月末現在、総 507 事業者に 310 億余ウォンを支援しており、支援業者に対する成果分析結果(2003.12、韓国技術取引所)では、調査対象事業者の 22.5%が売り上げを計上し、57.5%の事業所が事業化を推進しているとの調査結果が出ている。

今後、事業予算を拡大して企業当たりの支援金額を引き上げるとともに、事業に対する広報強化などを通しより一層アクティブにしていく計画である。

2 産学協力を通じた地域革新促進

(1) 産・学・研共同技術開発コンソーシアム事業

産学研共同技術開発コンソーシアム事業は、中小企業が大学・研究機関の研究人材と設備を活用して、生産現場における課題技術を克服し、新技術・新製品開発ができるように政府と地方自治体が Matching Fund として財源を作り支援する事業

で、大学または研究機関と7つ以上の中小企業が技術開発のためのコンソーシアムを構成するようにしている(表30)。

この事業は近隣地域の大学・研究機関と中小企業が効率的な技術開発支援体制を構築するもので、大学・研究所は中小企業の研究開発専門担当機関の役割を担当し、コンソーシアム中心となる教授(研究員)が業者の技術指導・情報提供など Total サービスを担当する『Techno-Doctor』の役割を遂行することで中小企業の技術力向上を支援している。

大部分の国家 R&D 支援事業は長期的な新技術開発中心に支援されているが、この事業は中小企業の生産現場における課題を解決して商品化に結びつけるものであり、開発期間が1年以内で開発目標が明確であり小額支援でも技術開発成功率が非常に高い点が特徴である。

<表 30>

推進実績および成果

(単位：百万ウォン、件)

区分	'93	'94	'95	'96	'97	'98	'99	'00	'01	'02	'03	'04	'05	計
政府支援額	2,000	4,000	5,000	7,000	8,120	10,130	13,015	21,000	35,000	38,102	34,120	39,120	42,100	258,707
コンソーシアム数	19	40	50	61	72	85	106	146	182	197	206	218	222	1,604
参加企業数	328	767	969	1,012	1,161	1,286	1,474	1,870	2,554	2,787	2,757	2,876	2,788	22,629
課題数	264	568	716	960	1,117	1,241	1,420	1,795	2,327	2,611	2,593	2,743	2,690	21,045
成果	特許	23	88	127	132	196	256	435	654	731	787	761	-	4,190
	試作品	162	371	347	389	612	812	999	1,160	2,029	2,184	2,284	-	11,349
	行程改善	145	298	291	362	392	513	610	739	1,536	1,648	1,806	-	8,340

資料：中小企業庁

これと共に産・学・研共同技術開発事業は中小企業の現場の課題解決と地方の R&D 活性化に大きく寄与し、技術開発研究機関の評価においても優秀な評価を得ており、同事業に参加しようとする大学・研究機関と中小企業が増加している。

特に今年からは、大学の教授研究室・実習室を『産学協力室』に指定して、中小企業・教授および在学生在が1～2年間共同で技術開発を行い、技術開発完了後は参加学生達を該当企業に就職するようにも誘導しており、今後は技術人材養成施策の一環として産学協力室を産学協力企業付設研究所と位置付けて推進していく計画である。

産学協力室設置支援事業は、産業大学 18 大学および産学協力中心大学 13 大学を中心にコンソーシアム最小要件である5つ以上の支援課題をもった 175 大学を主管機関として最終確定し、2005 年度に試験運営して 2009 年度まで年次的に総 2,000 余りの産学協力室を拡大設置する計画である。

(2) 中小企業技術指導大学の運営

地方中小企業は専門担当者、施設、R&D、情報などが不足しており外部専門家の支援が必要な場合が多いが、政府の支援の大部分は先端技術や中長期の開発課題中

心に支援されているのが実情である。

中小企業振興公団、生産技術研究院など従来の技術指導機関が全て大都市に所在しており、市・区には地域の中小企業を支援できる機関が多くない点を考慮して、中小企業支援能力や熱意がある大学を「中小企業技術指導大学」に指定した。

また、指定大学の教授・学生(3～4人)が中小企業を直接訪問し、課題解決支援と学生の現場実習および就職の二重効果をおさめる政府・大学・企業の3者協力支援プログラムである TRITAS(Triangle of Technology Assistance for SMEs)制度を運営している。

同事業を通し 2000 年から 2004 年まで 508 大学で 28,903 人の教授と学生が参加し、8,600 の中小企業を技術指導しており、総参加学生の 24.8%である 5,042 人が卒業と同時に当該企業に就職する程の成果を上げている(表 31)。

<表 31>

年度別支援実績

年度	支援金額 (億円)	指定大学	指導業者数	総参加者数			就業者数(就職率)
					教授	学生	
2000	15	77	1,296	4,257	1,264	2,993	841(28%)
2001	30	100	1,759	5,968	1,763	4,205	857(20%)
2002	30	105	1,770	5,916	1,776	4,140	815(20%)
2003	30	110	1,914	6,479	1,899	4,580	1,550(34%)
2004	30	116	1,861	6,283	1,865	4,418	979(22%)
計	135	508	8,600	28,903	8,567	20,336	5,042(24.8%)

資料：中小企業庁

2005 年には全国 115 大学(5,000 人余りの教授および学生)を選定し、地域特性に合った企業課題解決センター機能を推進することによって、市・区でも所管する零細中小企業に対する近隣大学の総合的な技術支援機能が強化されることとなり、また、大学の実験・検査機器、研究論文、図書館などを随時使用できるようになった。

(3) 研究人材・設備共同活用体制構築

大多数の中小企業において技術開発に必要な試験研究設備や専門担当者が絶対的に不足しているのが実情であり、中小企業の技術革新を効率的に促進するためには大学、研究機関などが保有している優秀な人的、物的資源を中小企業が積極的に活用できるように支援することが重要である。

このため、2001 年から中小企業が技術革新過程で必要となる各種研究設備および専門技術人材に対する情報を統合検索できる「研究設備人材総合検索システム(TRIN:Technology Resources Information Network)」を構築して研究設備および専門担当者についての詳細な情報を提供している。

現在同情報網(TRIN)には 300 余りの大学・研究機関が保有している 11 万台余りの研究設備および 3 万 2 千余名の専門担当者に対する情報が DB 化されている(表 32)。

<表 32>

研究設備および専門担当者 DB 構築現況

	2002	2003	2004	2005.8
研究人材(名)	25,955	26,180	30,977	32,280
研究設備(台)	75,948	77,091	81,535	117,332

資料：中小企業庁

2005年には同情報網を通し、実質的な産・学・研間の技術協力が形成されるようにオンライン技術指導申請機能を付加するなど研究設備人材総合検索システムの機能改善を図るとともに、参加機関を持続的に拡大し中小企業により正確で有用な情報を提供していく計画である。

(4) 開発製品に対する試験・分析・評価支援

技術開発に必要な試験研究設備の50%以上を保有する中小企業は36%(2002 中小企業技術統計調査)程度であり、「試験研究設備不足」が中小企業技術開発の障害要因になっている。

特に地方中小企業の場合、試験研究設備不足などにより自社開発製品に対する品質・性能評価を外部専門試験機関に依頼しなければならない実情にもかかわらず、このような中小企業が利用可能な外部専門試験機関の55%が首都圏に所在(2004 技術標準院資料)しており大多数の地方中小企業が不便を感じている。

このような地方中小企業の試験設備不足課題を解消するため、市・道に分布している11 地方庁(ソウル除外)が保有する4,800 台余りに達する試験研究設備(生産製品および原簿資材に対する試験分析、生産現場計測器に対する測定精度比較試験など)の利用開放を支援している(表 33)。

<表33>

利用可能な試験研究設備(2005.8月末)

(単位：台)

計	化工	繊維	機械	金属	電気・電子	窯業	その他
4,830	1,073	173	1,665	342	1,117	281	179

資料：中小企業庁

2004年には30,647の中小企業が希望した83,820品目に対する試験分析や検査を支援し、5,759台の研究設備の利用開放により1,120人の中小企業現場技術者および予備就業者(大学生)に対する技術教育を実施し、41研究課題に対する分析・検査結果を中小企業に移転した。

また、2004年には地方中小企業に対しより正確かつ迅速な試験分析および設備利用サービスを提供するために、ナノ粒子分析機、3次元測定機など48種の高機能試験研究設備を新規拡充した。今後も中小企業の国際環境規制対応支援のために環境有害物質分析設備であるガスクロマトグラフィーなど60余種の高機能試験研究設

備を拡充する予定であり、設備不足で難題を抱えている中小企業を持続的に支援していく方針である。

第 6 節 女性企業^{※1}支援

韓国政府は、1999 年 2 月アジア地域で初めて「女性企業支援に関する法律^{※2}」を制定し、以後 5 年間にわたり女性企業をより積極的に支援している。

中小企業庁はこれまで 3 回にわたって「女性企業実態調査」を実施し、女性企業のニーズを把握した上で、女性創業保育センターの運営、女性企業優秀商品博覧会、ファッションショーおよび貴金属展示会の開催、海外市場開拓団派遣などを通じた女性企業支援事業の基盤作りを行うなど、女性創業活性化および女性企業の競争力強化のための多様な事業を遂行してきた。

2005 年度には女性企業支援事業の実効性をより高めるため、既存事業の補完及び支援事業の基盤固めに取り組んでいる。

※1 女性が当該企業を所有または経営する企業

※2 女性企業の活動および女性の創業を積極的に支援することにより経済領域において男女の実質的な平等を

図り、女性の経済活動を活性化し国民経済発展に寄与することを目的に施行された法律(1999 年 2 月 5 日制定、1999 年 6 月 11 日施行)

1 女性創業活性化支援

女性に比較優位性のある女性有望職種を創り出すために、女性ベンチャー協会から委託受けて、女性 e-lancer を養成するための教育プログラムの運営や女性投資マートを開催している。

また、2004 年には 86 業者が参加するファッションショー、ファッション展示会および貴金属展示会の開催を支援した。併せて香港(7 月)、ミラノ(2 月)等で開催される海外有名ファッション博覧会への参加を支援してデザイン産業を育成しており、2005 年 9 月には、貴金属関連の 14 業者に対して世界最大の香港貴金属展示会への参加を支援した。

新規創業者又は創業を考えている女性には入居空間を提供するとともに、経営・技術・マーケティング教育および相談などを集中的に支援して創業を成功に導くために、全国 14 市・道に女性創業保育センターを設置した。2005 年からは入居空間を拡大して女性型新産業を集中育成できるシステムを構築した。

これまでに女性創業保育センターを卒業した業者は約 160 社で、女性創業保育センターを通じた女性創業保育事業が活発に行われている。

また、有能な女性の斬新な創業アイデアや優秀な新技術を保有した女性予備創業者を早期に発掘・育成するための女性創業腕自慢大会を毎年開催している。2004 年度に開催された第 5 回女性創業腕自慢大会には総 110 チームが参加して、10 チームが入賞した。

合わせて 80 分野の女性創業講座を開設し、3,010 人の女性予備創業者を対象に創業関連情報の提供やコンピュータ講座を開催した。2005 年度からは創業講座を女性有望職業に対する専門教育に焦点を合わせてデジタル専門教育、文化産業創業教育、キャリアウーマン創業教育、専門家養成教育などの創業講座を開設し、専門女性の創業を活性化して知識専門化時代に女性が中枢的役割を果たすことができる基盤作りを進めている。

2 女性企業資金調達円滑化および経営改善支援

女性企業に対する投資を誘致するために 2000～2004 年の間に 250 億ウォン規模の女性企業投資専用ファンドを作り、現在 52 業者に総 255 億ウォンを投資(再投資金額含む)しており、女性企業専門ファンドに対しては投資育成組合[運営機関:韓国ベンチャー投資(株)]出資比率を 50%優待(一般組合 30%以内)して組合結成を促している。

また、女性 CEO らを対象に総 137 回の経営・情報化研修を実施し、新しい経営技法を習得させ、企業内の革新を促す力量の増進にも重点をおいている。2004 年には 22 回、2005 年上半期中 3 回の経営研修を実施して 340 人に経営情報を提供した。

3 女性企業の販路拡大支援

女性企業の販路拡大を支援するために「女性企業支援に関する法律」第 9 条^{*}により 2000 年から 98 公共機関における購買計画の中の一定部分を女性企業製品購買に割り当てるようにしており、2003 年には 1 兆 6,052 億ウォン、2004 年には前年より 1.8% 以上増えた 1 兆 8,904 億ウォン規模の女性企業製品を購入した。

一方、優秀な女性企業製品の広報および購買契約締結を促進するために 2005 年 5 月には女性企業優秀賞品博覧会をソウル COEX で開催し 93 業者が参加した。

2004 年 5 月ソウルで開催された博覧会には 136 業者が参加、2005 年 8 月には 21 ケ国の女性リーダーが参加する APEC-WLN 行事に合わせて「ウーマンエキスポ・コリア 2005」を開催、国内外から多くの女性リーダーが呼応し 60 社が参加した。

女性企業の海外市場開拓を支援するために 2005 年には約 20 業者に対し海外支社化事業を実施している。

2005 年 7 月の香港ファッションウィークには 16 業者が参加し、9 月の香港貴金属博覧会にも多数の企業が参加した。

2003 年から女性企業の流通業進出を通じた販路拡大を支援するために中小企業流通センター「幸せな世の中デパート売り場」内に 160 坪規模の女性企業専用映画館(She Story)を運営しており、現在 12 業者が入居し、2004 年に 9 億 18 百万ウォン、2005 年上半期中 6 億 48 百万ウォンの売り上げを上げた。

また 2003 年からケーブル TV に優秀女性企業の製品と成功女性企業などを広報するためのプログラムを開設し、2005 年 8 月末現在まで 323 業者を広報した。

※第9条（公共機関の優先購買）①公共機関の長は、女性企業（中小企業基本法第2条の規定による中小企業者に限る。以下この条において同じである。）が生産する物品の購買を促進しなければならない。

②公共機関の長が中小企業振興及び製品購買促進に関する法律第10条第1項の規定により作成する購買計画には、女性企業が生産する物品の購買計画を区分して含めなければならない。

③公共機関の長が第2項の規定により女性企業が生産する物品の購買計画を作成するときは、あらかじめ中小企業庁長と協議しなければならない。

④中小企業庁長は、第3項の規定による購買計画を協議する場合において該当公共機関の長に女性企業が生産する物品の購買増大を要請することができる。

第7節 創業と倒産が円滑な企業生態系の造成

1 円滑な創業環境造成

国家経済において、創業はその経済の生命を維持する源泉であると同時に経済の活力と躍動性を判断できる指標とも言える。

韓国では、中小企業創業促進を通じた景気活力回復、雇用創出などのための多様な支援施策が展開されたが、2000年のベンチャーバブル崩壊以降は創業熱、創業企業投資熱の低下により創業活動は減少傾向にあった。

内需景気の低迷や企業投資の縮小などが長期化した結果、創業は2004年まで萎縮傾向にあったが、2005年に入り、景気および内需回復に対する期待感と政府の創業規制緩和、ベンチャー企業活性化対策、革新型企業育成方針などの政策により、2004年より多くの企業が創業し、特に不渡り法人に対する創業倍率が24.2倍と最近としては最も高い倍率になっているなど景気回復の兆しが現れている（表34）。

<表34>

新設および不渡り法人現況				
区分 / 年度	'03	'04	'04.1~7	'05.1~7
新設法人数(A、社)	52,739	48,585	29,449	32,222
不渡り法人数(B、社)	3,214	2,747	1,571	1,330
創業倍率(A/B、倍)	16.4	17.7	18.7	24.2

資料：中小企業庁

2 新技術創業インフラ構築

政府は、高付加価値技術を持った企業の創業を活性化するためには、教授・研究員、企業在職者など高度な技術力を持った技術者の力だけでなく、社会全般の企業家精神の涵養を通して潜在的創業ニーズを拡充することが重要であると考えている。

そのため、企業家精神などを学校教育過程の中でも習得できるようにすることや創業関連学位過程を運営することによって、創業専門担当者の養成及び技術者の創業促進も積極的に推進している。

（1）全方向的企業家養成体制構築

青少年の企業家精神の涵養および創業基礎素養養成のため『青少年ビジ cool 事業』

を 2002 年に試験実施し、2003 年には実業系高校 50 校、2004 年には 80 校、2005 年には 100 校に拡大するなど青少年創業教育を持続拡大している。

同事業は、企業家精神の育成とビジネスマインド形成のための教育プログラムを開発し、別途の職務研修を受けた教師を通して毎週 1 時間以上の教育活動を進行する事業である。

また、同事業は今まで実業系高校を中心に進められていたが、2006 年には中学校 1 校を模範校として運営し、青少年に対するビジネスマインドを段階的に広めようと努力している。

大学生に対しては、創業に関心のある学生が共同で事業化を図ることを目的とした『創業サークル支援事業』を 1997 年から推進している(表 35)。これは未来への挑戦精神を持った大学生の創業に対する意志を後押しできるように政府が活動の優秀なサークル 100 余り(全体創業サークル数 500 サークル余り:2004 年末)を毎年選定しているものである。その他、創業アイテム開発を支援してマーケティングの可能性と技術水準を調べるために開発アイテムに対する海外先進地域研修も実施している。

定期的な創業スクールの開催を通し、学生達の創業力を向上させており、全国大学生創業サークル連合会および各地域連合会を通した創業サークル間ネットワークの強化も図っている(表 36)。

今後は大学学部課程にも創業教育課程が開設されるように支援する計画である。

< 表 35 >

全国創業サークル現況(2004 年 12 月末)

総大学数	創業サークル結成			備考
	大学数	サークル数	学生数	
345	200	518	10,158	専門大学含む

資料：中小企業庁

< 表 36 >

創業サークル支援現況

区分	‘97	‘98	‘99	‘00	‘01	‘02	‘03	‘04	‘05. 8
支援サークル数	26	50	50	81	51	40	131	133	100
支援アイテム数	-	-	55	210	250	162	131	133	100
海 外 研 修	-	1回/12名	1回/12名	2回/24名	2回/29名	2回/29名	15チーム/60名	21チーム/84名	25チーム/100名
ベンチャー企業 現 場 訪 問	-	-	500名	907名	900名	3,563名	600名	675名	-
ベンチャー創業 スクール教育	-	711	864	957	1,080	509	402	-	160

資料：中小企業庁

また、学生だけでなく一般人の創業、初期創業者の基本的な経営技法教育のために全国 59 ケ所の小商工人支援センターを通して小資本創業などに対する教育も実施している。特に、2004 年まで全国の大学・地方自治体・民間機関で行ってきた『創

業講座』を 2005 年からは小商工人支援センターで一元化して運営することによって、創業教育を希望する一般人はいつでも小商工人支援センターを通し教育を受けられるように改善した。

このような多角的な教育にもかかわらず、韓国では創業関連専門家や専門的な教育機関は不足した状況である。このためソウル・京畿・忠清・全羅・慶尚など 5 ケ圏域に創業大学院を設置して創業関連専門家の養成を推進している。

同大学院は修士学位過程で国内でも初となる創業専門家を直接養成することになるだけでなく、創業を希望する予備創業者にも理論と現場での教育を提供し、事業を成功させるための基盤ができるものと期待されている。

（２）教授・研究員など優秀技術保有者の創業活性化促進

政府は、一般人の創業成功率の向上のための各種教育プログラム運営とは別に、優秀な技術者の創業を促進することによって国内創業の質的水準向上を図るための努力も並行して行っている。

この一環として、大学・研究所の研究結果を事業化に結びつけることにより技術力あるベンチャー企業の創業を活性化し、産・学連携の実質的な基盤を構築するため、1999 年から「教授・研究員創業支援制度」を推進している。

1998 年 12 月、「ベンチャー企業育成に関する特別措置法」を改正して全国の大学および研究所の「1 実験室 1 創業」が可能な制度にした。これにより教授や研究員が所属機関長の許可を得て、現職にとどまりながらベンチャー企業を創業したり、ベンチャー企業の職員を兼職できるようにした。また、その所属機関長の許可を受けて、大学・研究機関が保有している研究施設内に「実験室工場」を設置できるようにすると同時に実験室工場に対しては「産業集積活性化および工場設立に関する法律」による工場登録ができるようにもした。

また、ベンチャー企業(株式会社)の最低資本金を 500 万ウォンに引き下げるとともに、大学または研究機関が運営中の創業保育センター※などに入居しているベンチャー企業に対し工場登録ができるようにした。

2004 年末現在のベンチャー企業 7,967 社中、教授・研究員出身のベンチャー企業は 3,144 社で全体の 39.5%を占めていることが明らかになっている(表 37)。

※創業保育センター：日本ではインキュベーション施設(センター)と同義。

< 表 37 >

教授・研究員ベンチャー企業現況

(単位：社)

年度	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
ベンチャー企業	2,042	4,934	8,798	11,392	11,774	7,702	7,967
実験室ベンチャー	582	973	1,667	1,837	1,839	2,865	3,144
比率 (%)	28.5	19.7	18.9	16.1	15.6	37.2	39.5

資料：中小企業庁

教授・研究員のベンチャー創業支援制度は、大学や研究所の研究開発成果を事業化に結び付けて技術力のあるベンチャー企業の創業を促進する契機となり、修士・博士級の70%以上が集中している大学・研究所の優秀な研究結果を産業界へ結びつける産・学連携の画期的な契機にもなったと評価されている。

また、教授・研究員の他にも優秀な技術者の創業促進と成功を支援するために、全国11大学から選抜した特許保有者など380人余りを対象に2005年6月から約4～5ヶ月間にわたり創業教育、創業資金および創業保育センター入居、コンサルティングなど創業支援事業を連結して一括支援する「技術創業パッケージ」事業も実施している。

(3) 創業保育センターの設置・運営を通じた創業インフラの構築

ア 創業保育センターの運営現況

政府は、斬新なアイデアと飛び抜けた技術を持っているものの事業化能力が脆弱な予備創業者と初期創業者に対し、密着型で管理・指導することによって創業に成功するように誘導するための創業保育(Business Incubating)事業を1992年に導入している。

当初は中小企業振興公団を中心に展開した創業保育事業であったが、1998年から創業企業に対する経営・技術支援力量を保有した大学・研究所を中心に全面改編することによって創業保育事業は新しい転機をむかえることとなった。

また、中小企業庁だけでなく、研究開発および事業化関連主務部署である科学技術部・産業資源部・情報通信部などでも創業保育センター(BI:Business Incubator)設立を支援している。

1998年以後、産業資源部・情報通信部などで創業保育センターの新規建設および運営支援事業を推進しており、2004年末現在、政府が支援している保育センターは349箇所あり、入居業者は5,135社に達しているなど、創業保育センターを通じた創業保育事業は量的に大きく成長している(表38)。

<表 38>

部署別類似・重複創業保育施設現況(2004年末現在)

区分	科学技術部	産業資源部	情報通信部		文化観光部	中小企業庁
センター名	新技術創業支援センター	テクノパーク	ソフトウェア支援センター	大学情報通信創業支援センター	文化産業支援センター	創業保育センター
センター数	1	14	18	17	10	289
保育分野	産業全分野	産業全分野	S/W	情報通信	文化産業	産業全分野
事業主体	KAIST	財団法人	地方自治団体	大学	財団法人	大学等
2005予算	-	200億ウォン	45億ウォン	10.7億ウォン	-	150億ウォン
入居企業	90社	340社	217社	216社	300社	3,972社

資料：中小企業庁

この中で 289 の創業保育センター(BI)は中小企業庁が指定・支援しているが、大学・研究所に設置する創業保育センターに対しては新規建設費および保育室拡張建設費を支援する一方、優秀 BI に対しては運営費支援まで行うことによって保育センターの円滑な運営を通じた入居創業企業に対する支援を充実している。

このような支援の結果、2004 年末の創業保育センター入居企業は 2000 年末と比べ平均雇用人員は 65.9%、平均売上額は 81.9%増加するなど創業保育センターおよび入居企業が量的そして質的にも成長していることが明らかになっている（表 39）。

<表 39>

創業保育センター運営成果			
	‘00年末	‘04年末	増減率
・ 保育センター(箇所)	220	289	31.4%
・ 保育業者(社)	2,188	3,972	81.5%
・ 雇用人員(名)	6,442	19,387	200.9%
*企業当たり平均雇用	2.94	4.88	65.9%
・ 売上額(億ウォン)	3,645	12,003	229.9%
*企業当たり平均売り上げ	1.66	3.02	81.9%

資料：中小企業庁

このような成果が出ている一方、創業保育センターの財政自立度は低く、政府が持続的に運営費を支援しているほか、一部施設の場合は空室率が高く現れるなど不十分な面もあることが明らかになっているという。

イ 創業保育事業の競争体制導入

これまでの 10 余年の間、創業保育センターを運営してきた結果、施設ごとの養成能力の差が表面化してきている。

特に、2004 年末に実施した「創業保育センター運営実態調査」の結果、養成力量など優秀な施設がある一方、養成力量が不足していると判断された施設もあり、施設の育成政策にも「選択と集中」を通じた構造調整が必要となってきた。そのため、施設の空室率が高い場合や創業養成努力および成果が低い創業保育センターに対しては指定を取消し、創業養成実績と養成システムが優秀な施設には養成施設規模を財政自立が可能な水準まで拡張支援するなど、養成力量および専門性により差別化した支援を推進している。

また、創業保育センター運営システムおよび創業保育意志などを評価して 4 等級(A～D 級)に分類し、等級別に運営費を差別支援することによって創業保育センター間の競争システムを強化し、創業保育成功率を向上する計画である。

創業保育成果が高い BI マネジャーには運営費の 10% 範囲内で成果インセンティブを支給するようにもしている。

その他にも生命工学、遺伝工学など長期間保育が必要な場合に創業保育センター

運営者が自主的に創業保育期間を延長(3年→5年)できるように推進しており、生産型保育空間の拡大のため創業保育センターの保育室規模が500坪以上である場合には保育室面積の30%以内を生産系企業に提供できるようにする計画である。

また、2005年末までに、首都圏過密抑制圏域に所在する創業保育センターへの入居企業に対してはベンチャー企業集積施設と同一に取得税・登録税・財産税など地方税を免除する計画であり、国立大学の創業保育センター入居企業に対する国有財産使用料を財産価額の5%から1%に引き下げるように地方税法および中小企業創業支援法を改正する計画である。

ウ 省庁間創業保育事業の効率性向上

政府は、創業成功率の向上と技術創業活性化に努力する必要があると判断し、各省庁にまたがり重複する創業保育事業を見直すため、創業保育センターの「中長期運営方向」を見直し、省庁間創業保育事業構造調整および役割の再確立、創業保育センター間の競争および退出システム常時導入・運営、創業保育センター運営体制改編、創業保育センターの自立化および保育能力向上を主要内容とする「創業保育事業の効率性向上方案」を樹立して推進している。

各部署に散在した重複創業保育センターである大学情報通信創業支援センター(情報通信部)、新技術創業支援センター(科学技術部)は、今後、中小企業庁の創業保育センターに統合する計画である。

また、各省庁が所管するテクノパーク(産業資源部)、ソフトウェア支援センター(情報通信部)、文化産業支援センター(文化観光部)は、創業保育機能から創業保育センターの卒業企業を入居させ成長段階までの育成を行う施設へと転換することとし、中小企業庁所管の創業保育センターは創業初期段階保育を専門的に担当するようにしていく計画である。

2004年末現在、ベンチャー企業7,967業者の19.1%である1,524業者が創業保育センター(大学情報通信創業支援センター、新技術創業支援センター)に入居中で、入居企業の売上額は13,447億ウォン、雇用創出45,077名、特許登録4,742件との結果が出されている。今後も創業保育センター(BI)が優秀技術を保有したベンチャー創業の揺籃(ようらん)として成長できるように多様な支援方案を講じていく計画である。

3 中小企業政策資金支援について

中小企業の財政的基盤の脆弱性を補うため、政府は政策資金支援を行っている。

特に最近の内需経済の低迷により多くの中小企業が影響を受けていることや銀行による中小企業向け運転資金の締め付けが強いことから、中小企業の安定した経営を支援する上でも重要な役割を担っていると考えられる。

韓国政府は、特に2005年度には、立地支援資金と地方中小企業育成資金を廃止して革新型中小企業支援のための別途の資金を運営するなど実効性向上のための多様な措置を取った。

また支援業者の信用度にとまなう金利差別化を導入して、開発技術事業化資金を対象に試験実施している。

◇ 2005年度政策資金改編主要内容 ◇

- ▲政策資金構造改革：地方中小企業育成資金および立地支援事業廃止（8種→6種）
- ▲政策的配慮が必要な創業、技術開発、輸出金融、災害中小企業などへの支援資金は原則的に直接貸し出しするなど政策資金直接貸し出しを段階的に拡大
- ▲直接貸し出しを単純融資支援方式とするコンサルティング基盤支援方式の導入
- ▲構造改善資金を革新型と並型支援資金に2元化
- ▲直接貸し出しおよび代理貸し出し評価方法を2元化
- 直接貸し出し業者は信用等級審査、代理貸し出しは簡易審査で支援手続き簡素化

中小企業の厳しい資金事情を考慮して、政策資金の早期供給を推進し、2005年8月末現在、21,500の中小企業に年間予算3兆ウォンの84.03%である2兆5,214億ウォンの政策資金を支援している(表40)。

また、政策資金が早期に不足する点を考慮して2005年8月に中小企業の需要が多い構造改善資金、開発および特許技術事業化資金などに1,500億ウォンを増額して政策資金を追加供給している。

<表 40>

中小企業政策資金執行現況(2005.8末現在)

(単位:百万ウォン)

	予算	申請		貸出		執行率 (%)
		業者数	金額	業者数	金額	
中小ベンチャー支援	350,000	1,697	774,485	1,191	322,329	92.1%
構造改善資金	1,750,000	4,311	2,427,502	3,279	1,453,701	83.1%
開発技術事業化	80,000	618	191,922	411	74,091	92.6%
協同化事業支援	280,000	466	526,243	449	245,100	87.5%
輸出金融支援	70,000	223	116,167	219	117,496	167.9%
小商工人創業支援	510,000	26,147	-	15,951	308,640	60.5%
小計	3,000,000	33,462	4,036,319	21,500	2,521,357	84.0%

資料：中小企業庁

一方、中小企業の便宜を図るため、技術性および事業性を保有した中小企業が円滑に資金を調達できるように政策資金の直接および信用貸出を拡大し運営している。

すなわち、銀行を通して政策資金を支援(代理貸し出し)する場合、担保中心の慣行により政策資金が円滑に供給されない点を考慮し、銀行を経由せずに中小企業振興公団を通し信用による直接貸し出しを行っている。

4 公共機関の中小企業製品購買拡大

公共機関の製品購買規模は毎年増加し、2004年末現在、77兆ウォンに達しており、

この中で中小企業製品の購買は約 70%水準で推移している(表 41)。

公共購買は優秀な製品を生産しても取引先がなく困難に陥るような経験をしている多くの中小企業の安定した販路拡大の役割を担っている。

1996 年 24 兆 9,140 億ウォンだった公共機関の中小企業製品購買金額が、2000 年には 36 兆 6,230 億ウォン、2004 年末には 53 兆 5,413 億ウォンまで拡大している。

政府は法令上、中小企業製品の購買を推進できる公共機関の拡大を模索している。

1999 年までは、韓国電力公社、調達庁など 69 公共機関が法令上の中小企業製品購買義務機関とされていたが、2000 年には保健福祉部など 10 機関が追加され、さらに 2002 年には韓国空港公社、ソウル地下鉄公社など 18 機関が追加され、2005 年度には 120 機関にまで拡大している。

また、制度を確実に運営するために公共機関の中小企業製品購買実態を確認して改善勧告できるように「中小企業振興および製品購買促進に関する法律」を改正(2004.3.22)したほか、中小企業の経営難が深刻化している点を考慮し、上半期中に購買計画の 60%以上を早期購買するように措置している。

さらに、公共機関の中小企業製品購買制度を確実に実行するために、毎年、公共機関の購買実態に対する調査を実施しており、2005 年度には 5 月から 7 月までソウル市、大田市、造幣公社など 16 機関に対する調査をも実施している。

<表 41>

公共機関の中小企業製品購買実績

区分 年度	総購買 (億ウォン)	中小企業製品 購買 (億ウォン)	比率(%)
'96	448,650	249,140	55.5
'97	570,570	285,400	50.0
'98	508,310	285,000	56.1
'99	564,130	307,960	54.6
'00	635,820	366,230	57.6
'01	667,420	417,710	62.6
'02	684,515	446,935	65.3
'03	742,318	468,677	63.1
'04	767,633	535,413	69.7
'05 計画	817,044	559,975	68.5

資料：中小企業庁

第 8 節 顧客優先の中小企業行政の具体化

1 顧客の不満に対する体系的な管理を通じた満足度向上

韓国では、住民や顧客の政府や行政機関に対する満足度を基準とした施策評価が定着している。

例えば、ソウル市の江南区では、委託事業についての顧客満足度をインターネットアンケートで集計し、次年度の委託事業に活かしている。評価結果により業者にイン

センティブやペナルティーを与えることにより、マンネリ化が招く事業の質の低下の防止や顧客サービスの充実を図っている。

このように IT 先進国といわれるだけあって、IT 技術を駆使した顧客ニーズの把握とその結果を公表するなど制度改善に活かしている。

同様に中小企業庁では、中小企業に対する顧客サービスの充実を図るため、各種支援事業の申請者のうち不採択となった中小企業への不採択理由の提示、今後の補完事項の詳細な説明のほか、中小企業支援施策に対する不満等を常時管理するため本庁に「顧客満足室」を設置し、12 の地方中小企業庁には「請願広間」等を設置・運営している。

中小企業庁を訪問した人やインターネット請願の提起者などを対象に行政サービスへの不満事項、請願処理過程の適切性、改善要求事項などを調べ、その結果は該当部署に通知して措置するように講じている。2005 年 4 月に初めて調査を実施して以降 8 月末までに総 4,689 人を対象に顧客満足度調査を実施している。2005 年 2 月には顧客である中小企業との接点である地方中小企業庁の請願サービスを画期的に改善するために、地方中小企業庁機関評価方式を全面改編した。従来の 79 に達した評価指標を「顧客満足度指標」中心に大幅簡素化し調査分野も電話サービス、FAX サービス、現場訪問、インターネットサービスの 4 分野に限定している。

調査結果は地方中小企業庁長の業務評価に反映するようにし、顧客の不満が反復的に提起される機関および事業などに対しては「早期警報システム」を用意して外部専門機関のコンサルティングを受けなければならないようにしている。

2 支援施策のリアルタイム点検体系構築

(1) 中小企業政策管理システム運営

数々の政策を実効性のあるものにするためには、正しい政策の樹立とともに政策が目的どおりに執行されているかを把握することも重要である。

中小企業庁では発表した各種中小企業関連対策の執行過程をオンライン上でリアルタイム・効果的に点検できるシステムである「中小企業競争力強化総合対策リアルタイム管理システム」を 2004 年 10 月に構築した。

「中小企業競争力強化総合対策リアルタイム管理システム」は、中小企業競争力強化総合対策の細部実行計画 137 事業をオンライン上に構築し、細部課題別に課題の概要、必要措置事項、今後措置計画、推進状況・実績、担当者などを掲載、ID とパスワードを通しログインすると、課題の推進状況をひと目で調べることができるようにされている。同システム構築以後、ベンチャー企業活性化対策(2004.12.24)、中小企業政策革新 12 大課題(2005.1.17)などの政策が続けて打ち出されたが、それらの政策を包括できるシステムとして「中小企業政策管理システム」が www.smep.go.kr のホームページ上で運用されている。

* smep : small & medium enterprise policy

（２）「顧客満足室」の常時運営

中小企業庁は 2005 年 3 月、本庁に「顧客満足室」を設置して中小企業のサービス満足度、不便およびジレンマ、制度改善事項などを周期的に調査・評価し、その結果をサービス改善などに反映できる顧客満足度の常時モニタリングシステムを構築した。

「顧客満足室」は外部機関により運営されており、中小企業庁では「顧客満足室」の運営に対する管理・監督を遂行している。調査内容は利用者（サービス内容、対応性、体験満足度、サービス環境など）、一般請願（接近容易性、迅速・正確性、対応性、還流性など）、インターネット請願（接近容易性、関連情報提供、処理過程情報提供など）、その他（政策顧客広報サービス、腐敗防止・清廉度など）の政府革新評価に使われる利用者満足度が中心に調べられ、その方法は、電話やインターネットなどの媒体を活用して実施されている。

「顧客満足室」の機関行政利用者満足度調査結果は毎月開催される拡大幹部会議において報告され、調査結果が優秀な職員や部署は「今月の親切部署」として指定され、褒賞金が支給されている。

2005 年 5 月、中小企業支援機関の顧客満足度をより向上させるために中小企業の利用需要が多い 8 事業執行機関（中小企業振興公団・中小企業協同組合中央会・中小企業情報化経営院・地域信用保証財団・信用保証基金・技術信用保証基金・産業技術試験院・産業技術評価院）の顧客満足度水準評価も実施している。2005 年 5 月 19 日から 24 日までに約 1,900 の中小企業を対象に各事業執行機関のサービス環境、行政対応性、清廉度などに対してウェブ調査を実施し、その調査結果を事業執行機関および担当部署に通知し、担当部署はその原因および対策などを樹立し施行するようになっている。

中小企業庁は今後も毎年半期ごとに傘下機関および事業委託遂行機関に対する顧客満足度調査を実施する予定であり、顧客サービスの質の向上には日本以上に力を入れていると感じられる。

第3章 地方自治団体における支援制度

第1節 京畿道の一般現況

京畿道は、ソウル特別市と仁川広域市を取り囲む形で位置し、物流およびビジネスの中心地の育成、産業構造の高度化および競争力強化などの重点政策と物流・流通インフラの拡充並びに国際ビジネス基盤の造成など 20 大主要施策および地域別専門物流基地の造成やベンチャー地区の造成などの主要事業として 84 事業を実施している。

また、政治・経済の中心であるソウル市内から近いところに位置する京畿道には、多くの企業の工場が立地しており、最近では外資系の工場立地が進んでいる。

学校教育の面においても力を入れており、子供達がより早くから英語に親しむことが出来るよう「英語村」を建設したり、外国人学校建設も予定されている。

1 世帯数及び人口：3,910 千世帯、10,967 千人(2005 年末時点)

2 面積：10,184 ㎢(2005 年末時点)

3 行政区域：31 市郡 532 邑面洞(2005 年末時点)

4 行政組織(2005 年末時点)

組織：3 副知事 3 室 14 局 70 課(担当官) 13 事業所 30 消防署

公務員数：40,477 人(道庁：7,846、市郡：32,631)

※公務員 1 人当たりの住民数：264 人(全国平均：181 人)

5 予算規模：25 兆 1,126 億ウォン(2005 年末時点)

道：9 兆 6,378 億ウォン(2005 年末時点)

(一般会計：7 兆 8,550 億ウォン、特別会計：1 兆 7,828 億ウォン)

市郡：15 兆 4,748 億ウォン

※財政自立度：道 68%、市郡 65.7%

6 工場登録(2005 年 11 月 30 日現在) (単位：業者、人)

合計		大企業		中企業		小企業	
企業数	従業員数	企業数	従業員数	企業数	従業員数	企業数	従業員数
36,953 (100%)	845,782 (100%)	205 (0.6%)	162,442 (20%)	2,195 (5.9%)	215,073 (26%)	34,553 (93.5%)	468,267 (54%)

※大企業(資本金 80 億ウォン・従業員 300 人以上)、中企業(50 人以上)、小企業(49 人以下)

資料：京畿道庁 中小企業課作成

7 ベンチャー企業(2005 年 12 月 31 日現在) (単位：企業)

合計	ベンチャー投資企業	研究開発企業	新技術企業
2,745	97	410	2,238

資料：京畿道庁中小企業課

8 中小企業育成基金の設置(2005年12月30日現在)

(単位：億ウォン)

合計	運用資金	創業及び競争力強化資金
10,367	3,165	7,202

資料：京畿道庁中小企業課

9 流通業者(2005年12月31日現在)

合計	市場 (在来市場)	大型店	ショッピング センター	デパート	その他
371	250(150)	70	18	18	15

資料：京畿道庁中小企業課

第2節 中小企業育成施策(2006年度事業)

1 景気両極化の緩和のための中小企業支援

(1) 中小企業への体系的な支援

ア 中小・ベンチャー企業への資金支援及び補償の提供

＜2006年度目標＞

- ◆中小企業の経営安定と構造改善のための政策資金の支援
- ◆成長企業など、信用保証の拡大で中小企業活性化支援

イ 中小企業に合計1兆1,200億ウォン規模の資金支援

○運用資金 6,000億ウォン

○創業及び競争力強化のための資金 5,200億ウォン

ー施設投資資金：1,500、新技術事業資金：250、ベンチャー創業資金：300、女性創業資金：100、マンション型工場設置資金：1,000、流通施設資金：150、特別経営安定資金：1,900

⇒運用資金(2,300社)、創業及び競争力強化資金(1,300社)など3,600社へ支援

ウ 担保力がない企業のために6,500億ウォン規模の信用保証を提供

○2005年より1,000億ウォン増額の提供

○経済波及効果が大きい施設投資資金、新技術事業化資金に保証提供の拡大
(2005年860億ウォン→2006年1,100億ウォン、27.9%増)

⇒京畿信保の道内保証残高割合：2005年10%→2006年12%

エ 2006年度資金支援制度の改善事項

○女性創業資金支援の新設

ー相対的に創業が難しい女性の創業を支援・拡大

- －100 億ウォン規模（融資期間 8 年）、金利 4.4%
- 雇用創出効果が大きい新技術事業化資金の支援拡大及び支援範囲を追加
- －支援資金規模の拡大：200 億ウォン→250 億ウォン（50 億ウォン増）
- －現行、設備投資資金のうち、設備設置のための付帯費用も支援対象に含める
- 施設投資資金の支援範囲の改善
- －未分譲アパート・マンション型工場に入居する際に限って、入居費用を支援したが、建築費の支援を受けなかったすべてのアパート・マンション型工場に入居する際にも 3 億ウォンまで支援
- －中古生産設備購入費の追加支援（当初は新規設備購入費のみを支援）
- 加点付与の対象及び点数の拡大
- －雇用創出優秀企業への加点付与の適用を拡大：5 点→10 点
- －障害者の義務雇用を遵守する企業を加点付与対象として追加：5 点
- 企業の負担を最小化する融資金利の適用
- －創業及び競争力強化資金の金利が中小企業庁運用の最高金利（5.2%）より高い場合、企業の負担を軽くするために中小企業庁の金利を適用
 - ▶ 現在、貸出利率（2006 年 1 分期）：5.36%→5.2%（△0.16%）
- －『ベンチャー創業資金』と『新技術事業化資金』は他の資金より 0.5%低い金利を適用

（2）中小企業の技術競争力の強化

＜目標＞

- ◆産学連携の協力システムによる地域産業及び企業密着型技術開発の支援
- ◆未来成長動力支援技術を集中的に支援
- ◆中小・ベンチャー企業の成長基盤支援で技術革新及び競争力の強化

ア 地域拠点技術の確保と技術革新促進のための共同技術開発事業の持続的支援：RRC・TIC など 6 事業、5,350 百万ウォン

- 自治体主導型の地方技術革新事業
- 研究人材の養成及び研究基盤構築のための地域協力事業

イ 理工系大学の研究基盤の拡大及び技術開発情報の共同活用：3 事業、1,110 百万ウォン

- 工業系大学の実習機材支援及び技術情報ネットワークの運営
- 電気・電子産業において国際環境規制に対応するための中小企業支援

ウ 企業密着型商用化技術の持続的な発掘・支援：3 事業、3,450 百万ウォン

- 京畿道の次世代成長動力技術開発事業
- 京畿道の部品・素材産業の育成及び無線インターネット研究開発事業

エ 中小・ベンチャー企業の創業及び成長基盤づくり

- 創業保育センターの運営支援：47 センター、6 億ウォン、601 社の創業保育
- ベンチャー企業の集積化（114 業者）：京畿ベンチャー4ヶ所、安養(アンヤン)知識振興院、北部センター
- 民間のビルをベンチャー集積施設として指定運営：18ヶ所、393 社の入居
- テスト製品の開発及び産業デザインの育成：1,300 百万ウォン

オ 中小企業からの不便事項の改善・新技術の開発及び特化した産業技術の基盤構築

- 産学連携の共同開発で企業現場からの不便事項の改善及び新技術開発の支援：3,700 百億ウォン
- 知能型ロボット産業のハブ構築で未来成長企業の集中的育成：900 百万ウォン
- 地域的メリットを活用した地域革新特性化事業で地域産業技術の革新：340 百万ウォン
- 技術移転インフラ構築で技術交流の活性化：50 百万ウォン

(3) 中小企業への海外マーケティング支援

＜目標＞

- ◆市場別特性に応じた海外マーケティングを持続的に支援
 - ー海外展示会に京畿道の団体参加：22 回、235 社
 - ー国際展示会に個別参加：180 企業
 - ー通商促進団、バイヤー招聘商談会、優秀商品展示会：26 回、580 社
- ◆輸出競争力の強化のための貿易基盤づくり
 - ー中小企業の貿易労力培養など：12 回、460 人
 - ー国際ビジネス支援センターの運営：1,000 件
 - ー海外規格認証の獲得支援など：535 社
 - ーフロンティア企業として新たに 200 社の育成、e-マーケティング 800 社へ支援

ア 海外展示会への参加を通じた企業の海外市場開拓を支援

- 先進国と BRICs 地域で開催される専門展示会を中心に京畿道の戦略商品である IT、電気・電子、自動車部品、機械、保安機器などの製造業者を選定

イ 戦略品目中心の通商促進団の運営により事業効率を極大化

- 戦略産業である IT、電気・電子、自動車部品、保安機器などの品目において、BRICs、産油国、東南アジアでの韓流ブームを活用して専門市場開拓団を運営

ウ Match-marking の強化と輸出業務関連教育の支援

- Match-marking を強化し、海外バイヤー招聘商談会の運営で企業の満足度と契約締結の可能性を増大
- 企業の輸出担当人材の養成・教育及び輸出業務関連の通訳・翻訳、契約書作成などの実務プログラムを支援

エ 道の取引斡旋ホームページ（www.tradehelper.or.kr）を通じたバイヤーの発掘及び製品の広報

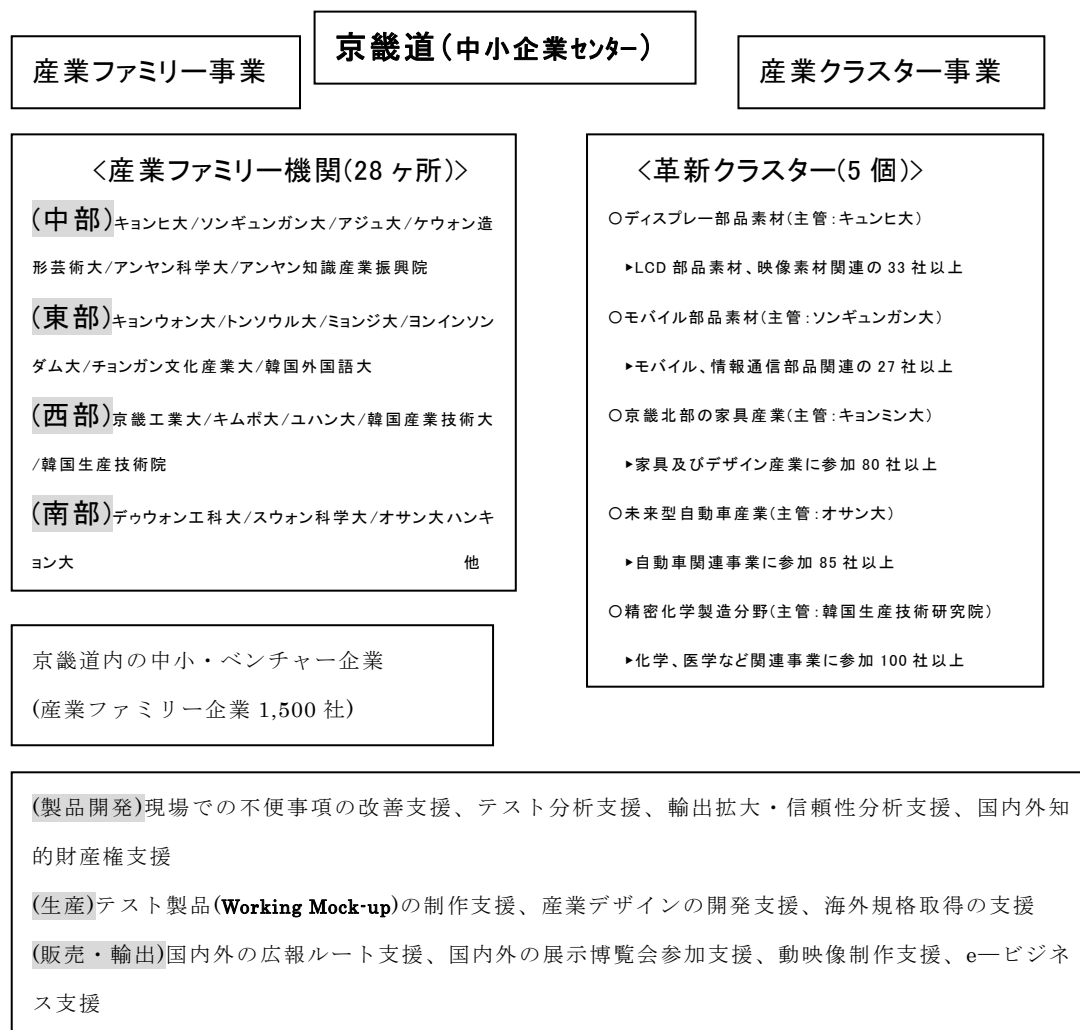
- 電子カタログの制作事業を通じて新規製品を持続的に登録・変更し、電子メールで海外のバイヤーに取引提案書を発送して取引を誘導
- 海外の有名取引ホームページと連携し、道内企業の製品 500 個を登録

（４）産業ファミリークラスター事業

＜目標＞

- ◆京畿道の戦略事業として地域別、業種別ネットワークを通じた産学連携協力の参加を誘導
- ◆製品開発から生産、マーケティング、企業運営における企業のニーズに対応した支援事業の推進により企業の競争力を強化

ア 体系図



イ 事業概要

- 事業期間：年中(2003 年以後)
- 産業ファミリー事業(地域別クリニック)
 - ⇒市郡、大学、研究所などを活用し中小企業支援協力ネットワークを構築
- 産業クラスター事業(業種別クリニック)
 - ⇒産学協力中心の新しい産業を発掘・育成し、市郡の協力に基づいて地域特性を考慮したクラスターを推進
- 事業予算：2,215 百万ウォン(京畿道 1,300、市郡 915)

ウ 2005 年の推進成果

- 成果分析を通じた売上拡大 1,928 億ウォン、売上商談 775 億ウォン、雇用拡大 441 人
- 産業知的財産 55 件の出願など、経済的効果の向上

2 在来市場及び零細商工人への支援

(1) 在来市場の現代化及び特化事業

<目標>

- ◆在来市場施設の現代化：11 市場、12,809 百万ウォン
- ◆在来市場経営の現代化：10 市場、2,100 百万ウォン
- ◆在来市場の特化育成：3 市場、1,000 百万ウォン

ア 老朽化した在来市場施設の改善と利用施設の拡大を通じて快適なショッピング環境の提供及び商権競争力の向上

○11 市場、12,809 百万ウォン(国費 60%、道費 15%、市郡費 15%、自己負担 10%)

○駐車場、アーケード、進入道路、電気・消防施設など

イ 消費者の立場を考えたサービスの改善、マーケティング戦略、広報強化など商売の現代化を図る

○10 市場、2,100 百万ウォン(国費 60%、道費 15%、市郡費 15%、自己負担 10%)

○商売教育、商品券の発行、空き店舗の活用、クレジットカード端末機、市場ブランド

ウ 地域別・市場別のメリットを開発し、年次的に特化支援することで市場競争力を確保

○3 市場、1,000 百万ウォン(道費 50%、市郡費 50%)

○観光事業との連携による地域特性を生かした見どころや食べ物、商品の開発

(2) 創業・経営指導による零細自営業者の保護

<目標>

- ◆地域特性に応じた小規模の商工人支援施策の推進
 - ー小規模の商工人の創業及び経営における問題に対する相談、商圈調査、分析等
 - ※2006 年 1 月 1 日付けで小商工人支援センターの運営業務が中小企業庁長から市・道の首長へ委任

ア 小商工人支援センターの現況

○設置の根拠：小規模の企業支援及び小規模の商工人支援のための特別措置法 第 10 条の 3

○道内の小商工人支援センターの現状：9 センター、3 分所(営業所) 47 人(職員数)

ーセンター(9)：水原(スウォン)、平澤(ピョンテク)、光明(クァンミョン)、
安養(アンヤン)、安山(アンサン)、城南(ソンナム)、富川(ブチョン)、高陽(コ
ヒャン)、議政府(ウィジョンブ)

ー分所(3)：華城(ファソン)、始興(シフン)、利川(イチョン)

○主な機能

- ー創業や経営改善のための相談及び地域商圏の調査・分析
- ー地域内、小商工業の実態調査及び業界の情報収集
- ー創業セミナーや説明会など、小規模の商工人への教育及び支援業者の事後管理など

イ 小商工人支援センターの運営権委任に伴う運営の充実化

- 小商工人支援センターの運営予算(18億ウォン)及び人材確保支援
- 新規業務の試行錯誤を少なくするために関係機関間の業務協議を定例化
- 小規模の商工人の現場支援情報を基に支援施策を開発
 - ー中小企業総合支援センターの企業支援活動と並行して推進

3 職業脆弱階層(高齢者や障害者などの就職が難しい人々)への職場の提供

＜目標＞

- ◆信用回復支援対象者、低所得の長期失業者、未就職の青年に職場を提供
 - ー信用回復支援対象者への就職支援：790百万ウォン
 - ー公共勤労事業を通じた職場の提供：環境浄化事業など 91事業

ア 債務償還の負担や生計に困っている信用回復対象者の特性に鑑み、職場提供による所得基盤の構築で正常的な経済生活への復帰を支援

- 採用奨励金などの支給
 - ー採用企業：奨励金(月額30万ウォン／6ヶ月)
 - ー就職者：交通費(月額7万5,000ウォン)、身元保証保険料の支給
- 就職斡旋のための3者間協力システムの運営
 - ー信用回復委員会：求人及び求職登録
 - ー中小企業支援センター：企業情報の提供、求人企業の募集
 - ー道庁の雇用政策課：職業相談員の支援、全国雇用情報ネットワークの運営

イ 低所得の長期失業者及び未就職の青年に職場を提供

- 参加資格：満18歳以上、60歳以下の低所得の失業者など
- 選抜基準：年齢、財産状況、扶養家族数、世帯主・障害者の有無など
- 1日の賃金：労働基準により支給
- 予算：31,179百万ウォン(国費4,978、道費5,240、市郡費20,961)

第3節 企業経営しやすい環境づくり

1 企業のニーズに応じた産業立地の提供

地方産業団地づくり及び分譲価格の引下げ

<目標>

- ◆2006年地方産業団地づくりの推進：30団地、480万坪
 - －竣工：5団地、111万坪
 - －継続工事：10団地、177万坪
 - －着工及び実施計画の承認：8団地、132万坪
 - －新規指定：7団地、60万坪
- ◆入居企業に公共施設設備を支援することで産業用地を安く提供
 - －公共施設設置費の支援：2ヶ所、57億ウォン
 - －廃水終末処理場設置に国の予算で支援：1ヶ所、164億ウォン
 - －産業団地の進入道路建設に国の予算で支援：1ヶ所、50億ウォン

ア 行政手続きを同時に進め、実施期間を最大限に短縮

○開発計画、影響評価、文化財指標調査の早期実施と簡素化

イ 地域特化産業化と連携した産業団地づくり

○水原(スウォン)のスウォンⅡ(電子部品)、南楊州(ナムヤンジュ)のパルヤ(石材加工)、平澤(ピョンテク)のソタン(自動車部品)、安城(アンソン)のケジョン(電子部品)、烏山(オサン)のカジャン(化粧品)、ヨジュのカンチョン(陶磁器)、ヨンチョンのベカク(LCD部品)

ウ 入居企業の初期負担を軽減するための公共施設設備支援

○道路、緑地施設、上下水道施設などの公共施設(事業費の50%)

○産業団地別に4～7%の分譲価格引下げの効果(47千ウォン～167千ウォン)

エ 事業推進状況にしたがって適期に支援できるように予算確保

○2006年当初の予算：57億ウォン

坡州(パジュ)LCD37億ウォン、烏山(オサン)20億ウォン

－補正予算168億ウォン

オ 基盤施設設計による国費支援の拡大

○廃水終末処理場の設置に国費支援：坡州(パジュ)LCD団地(164億ウォン)

○産業団地の進入道路建設に国費確保：坡州(パジュ)のダンドン(50億ウォン)

2 アパート・マンション型工場の建設支援

<目標>

◆アパート・マンション型工場の建設を積極的に支援し、都市密接地域への先端産業の誘致及び自律的機能の強化

－アパート・マンション型工場の建設：12ヶ所(2,398社が入居できる規模)

－アパート・マンション型工場建設資金の融資支援：9ヶ所、1,500億ウォン

ア 首都圏内に規制のないアパート・マンション型工場を建設することによる先端産業の集積化及び自律的機能の強化

○アパート・マンション型工場の建設：12ヶ所(2,398社が入居できる規模)

2004年 83ヶ所 ⇒ 2005年 97ヶ所 ⇒ 2006年 109ヶ所

(5,114社)

(5,744社)

(8,142社)

イ アパート・マンション型工場建設資金の融資支援を行うことにより、建設促進及び分譲業者の承継を通じた中小製造業者の自家工場確保の負担を軽減

○支援概要：建設資金の75%以内(1社当たりの限度額：200億ウォン)

○支援計画：9ヶ所、1,500億ウォンの融資支援

※ 水原(スウォン)2ヶ所、城南(ソンナム)2ヶ所、高陽(コヤン)3ヶ所、
安養(アンヤン)2ヶ所、トンデウチョン1ヶ所

ウ アパート・マンション型工場の入居状況を指導・点検することで、過剰供給の防止や入居業者の違法な行為を事前に予防

○アパート・マンション型工場の分譲状況を把握することで、特定地域への偏重などを防止

○製造施設として分譲後、違法に事務室、倉庫などで使用されることを防止

3 産学官協力の対応型人材養成

産学官協力事業

<目標>

◆産学官協力で企業の求人難及び青年の求職難を同時に解決

－理工学系の学生向けの現場学習及び就職支援：500人、6億ウォン

－産学協力中心大学の育成支援：企業・大学45、485億ウォン

－成長動力特性化事業の育成支援：企業・大学6、45億ウォン

－地域特性に応じた産学官協力の人力養成：6の大学、10億ウォン

ア 理工学系大学や実業系高校の卒業予定者を対象に産業現場体験や実習を行うことにより優秀な人材を企業に供給し、就職率を上げる

○実習期間：1～3ヶ月以内(最大6ヶ月まで延長可能)

○対象：500人(大学生、高校生)

イ 地域別に産学協力システムを構築・拡大するために中心的大学を育成・支援

○全体事業費：485億ウォン(国費410、道費30、企業・大学45)

ウ バイオ産業における人材養成のために成長動力特性化事業を育成

○全体事業費：45億(国費30、道費6、城南市3、企業・大学6)

エ 地域内の企業と連携した産学官協力の対応型人材養成

○対象：水原(スウォン)女子大、キョンヒ大、烏山(オサン)大、平澤(ピョンテク)大、安山(アンサン)工科大、京畿工業大

○人材養成計画：17課程、1,500人

おわりに

国の施策および京畿道の中小企業施策を紹介したが、政府は潤沢な予算を背景にし、12の地方庁を拠点とした強力な中小企業の支援に取り組んでいる。

一方、地方自治体においても京畿道庁のように、国とほぼ同様の施策メニューを持って中小企業支援を実施している。

国の施策と地方の施策が重なり合っているあたりは、日本の中小企業支援行政とほぼ同じ構図となっており、国や地方の施策においても日本の中小企業施策と非常に似たものも多いことがわかる。

ただ、地方支援施策において特に違いを挙げるとすれば、京畿道の事業の多くは国の補助金や交付金を活用せず、単独の予算で実行しているところであり、国一律の施策メニューの計上ではなく、地域密着型の中小企業者のニーズにあった支援メニューの企画が可能であるということである。

京畿道は、韓国の地方自治体の中では、財政的にも余裕のある地方自治体であるため、余裕のある自治体ならではの政府資金を望まないフレキシブルな施策推進が可能になっていると思われる。

また、事業の企画や推進段階において、顧客の意見を大いに反映させているところは韓国らしい取り組みと感じられた。得意のIT網を活用した情報収集とともに、スピードのあるフレキシブルな行政運営を行っているということも感じられる。

資料

- 1 中小企業の範囲
- 2 中小企業現況(総括)
 - (1) 年度別中小企業推移
 - (2) 従業員規模別増減
 - (3) 企業規模別増減
 - (4) 全事業所産業別増減
- 3 業種別中小企業現況(2000)
 - (1) 事業所数および従業員数
 - (2) 中小企業の事業所数および従業員数増減現況
 - (3) 企業規模別現況 事業所数
 - (4) 企業規模別現況 従業員数
 - (5) 従業員規模別現況 事業所数
 - (6) 従業員規模別現況 従業員数
- 4 地域別中小企業現況
 - (1) 事業所数増減現況
 - (2) 従業員数増減現況

1 中小企業の範囲

一般的基準(中小企業基本法第2条および同法施行令第3条)

常時勤労者数または資本金 売上額の規模により中企業と小企業で分類

業 種	中 小 企 業		小 企 業
	常時勤労者数	資本金・売上額	常時勤労者数
製造業	300 人未満	資本金 80 億 W 以下	50 人未満
鉱工業、建設業、運送業	300 人未満	資本金 30 億 W 以下	50 人未満
大型総合小売業、ホテル業、情報処理およびその他、コンピューター運営関連業	300 人未満	売上額 300 億 W 以下	10 人未満
種子および苗木生産業、漁業、燃料および関連製品卸売業、旅行斡旋、倉庫及び運送関連サービス業、通信業、エンジニアリングサービス業、病院、映画産業、放送業など	200 人未満	売上額 200 億 W 以下	10 人未満
卸売および商品仲介業、通信販売業、訪問販売業、産業用機械整備賃貸業、専門科学および技術サービス業、事業支援サービス業、公演産業、ニュース提供業、遊園地及びテーマパーク運営業、下水道処理、廃棄物処理及び清掃関連サービス業	100 人未満	売上額 100 億 W 以下	10 人未満
その他のすべての業種	50 人未満	売上額 50 億 W 以下	10 人未満

2 中小企業現況(総括)

(1) 年度別中小企業推移

(単位：社、名、%)

区 分		1996	1997	1998	1999	2000
事業所数	全 体	2,657,208	2,697,098	2,629,868	2,777,986	2,864,134
	中小企業	2,632,561	2,672,983	2,607,710	2,769,012	2,854,081
	比重	99.1	99.1	99.2	99.7	99.7
従業員数	全 体	11,566,587	11,100,491	10,177,797	10,829,961	11,530,908
	中小企業	8,454,200	8,260,062	7,659,010	8,866,001	9,677,648
	比重	73.1	74.4	75.3	81.9	83.9

資料：統計庁、2000 年基準事業所基礎統計調査報告書

注：改正された中小企業範囲(2001.1.1 施行)および韓国標準産業分類(2000.3.1 施行)適用

(2) 従業員規模別増減

(単位：社、名、%)

区分		1～ 4 人	5～ 9 人	10～ 19 人	20～ 49 人	50～ 99 人	100～ 299 人	300 人以上	計
事業所数	1999	2,454,000	195,882	70,896	38,564	10,623	6,323	1,698	2,777,986
	2000	2,484,942	225,466	87,434	46,257	11,872	6,628	1,535	2,864,134
	(比重)	(86.8)	(7.9)	(3.1)	(1.7)	(0.4)	(0.2)	(0.1)	(100.0)
従業員数	1999	4,352,384	1,221,310	935,820	1,140,753	724,775	1,020,753	1,434,166	10,829,961
	2000	4,492,430	1,415,300	1,153,554	1,355,221	810,579	1,061,585	1,242,239	11,530,908
	(比重)	(38.9)	(12.3)	(10.0)	(11.8)	(7.0)	(9.2)	(10.7)	(100.0)

(3) 企業規模別増減

(単位：社、名、%、%P)

区分		全体	中小企業							
			小企業				中企業			
			小商工人							
				比重		比重		比重		比重
事業所数	2000	2,864,134	2,548,026	89.0	2,777,278	97.0	76,803	2.7	2,854,081	99.7
	1999	2,777,986	2,511,766	90.4	2,705,820	97.4	63,192	2.3	2,769,012	99.7
	増減率	86,148	36,260	-1.5	71,458	-0.4	13,611	0.4	85,069	0.0
従業員数	2000	11,530,908	4,905,478	42.5	7,220,047	62.6	2,457,601	21.3	9,677,648	83.9
	1999	10,829,961	4,726,232	43.6	6,683,899	61.7	2,182,102	20.2	8,866,001	81.9
	増減率	700,947	179,246	-1.1	536,148	0.9	275,499	1.2	811,647	2.1

注：1）企業規模は中小企業基本法による産業別常時勤労者数基準に伴う区分である。

注：2）増減は前年対比絶対値の純増減および全体に対する比重の純増減である。

資料：統計庁「事業所基礎統計調査報告書」を基に再編集し中小企業庁が作成。

(4) 全事業所産業別増減

(単位:社、名、%)

区 分	事業所数			従業員数		
	1999	2000	増減率	1999	2000	増減率
全産業	2,777,986	2,864,134	3.1	10,829,961	11,530,908	6.5
農業および林業(A)	2,164	2,199	1.6	23,208	24,806	6.9
漁業(B)	865	862	-0.4	37,674	31,302	-16.9
鉱業(C)	2,115	2,066	-2.3	21,971	21,406	-2.6
製造業(D)	297,416	313,246	5.3	3,170,029	3,333,018	5.1
ガス業(E)	320	336	5.0	11,809	11,284	-4.5
建設業(F)	64,777	66,621	2.9	652,372	640,755	-1.8
卸売および小売業(G)	909,205	916,685	0.8	2,345,671	2,493,217	6.3
宿泊および飲食店業(H)	601,117	607,718	1.1	1,453,198	1,555,985	7.1
運輸業(I)	238,486	265,172	11.2	728,766	758,218	4.0
通信業(J)	3,162	3,636	15.0	37,871	39,213	3.5
金融業(K)	3,280	3,927	19.7	31,849	47,941	50.5
不動産および賃貸業(L)	97,206	95,225	-2.0	315,224	329,886	4.7
事業サービス業(M)	61,657	69,741	13.1	537,276	619,007	15.2
教育サービス業(O)	78,598	82,409	4.9	296,584	337,957	14.0
保健および社会福祉事業(P)	52,265	58,346	11.6	379,762	434,588	14.4
娯楽、文化および運動関連産業(Q)	115,374	120,517	4.5	284,637	318,409	11.9
その他公共、修理および個人サービス業(R)	249,979	255,428	2.2	502,060	533,916	6.4

資料:統計庁「事業所基礎統計調査報告書」を基に再編集し中小企業庁が作成

3 業種別中小企業現況(2000)

(1) 事業所数および従業員数

(単位：社、名、%)

	全 体		中 小 企 業		中 小 企 業 比 重	
	事業所数	従業員数	事業所数	従業員数	事業所数	従業員数
合 計	2,864,134	11,530,908	2,854,081	9,677,648	99.6	83.9
農業および林業(A)	2,199	24,806	2,134	20,268	97.0	81.7
漁業(B)	862	31,302	860	30,886	99.8	98.7
鉱業(C)	2,066	21,406	2,059	16,666	99.7	77.9
製造業(D)	313,246	3,333,018	312,421	2,539,362	99.7	76.2
ガス業(E)	336	11,284	325	7,191	96.7	63.7
建設業(F)	66,621	640,755	66,519	562,403	99.8	87.8
卸売および小売業(G)	916,685	2,493,217	914,456	2,269,121	99.8	91.0
宿泊および飲食店業(H)	607,718	1,555,985	606,845	1,494,317	99.9	96.0
運輸業(I)	265,172	758,218	264,884	663,643	99.9	87.5
通信業(J)	3,636	39,213	3,612	31,020	99.3	79.1
金融業(K)	3,927	47,941	3,573	17,636	91.0	36.8
不動産および賃貸業(L)	95,225	329,886	94,048	260,319	98.8	78.9
事業サービス業(M)	69,741	619,007	68,644	434,731	98.4	70.2
教育サービス業(O)	82,409	337,957	80,946	261,443	98.2	77.4
保健および社会福祉事業(P)	58,346	434,588	57,791	295,981	99.0	68.1
娯楽、文化および運動関連産業(Q)	120,517	318,409	120,062	270,080	99.6	84.8
その他公共、修理および個人サービス業(R)	255,428	533,916	254,902	502,581	99.8	94.1

注：1.産業別中小企業範囲は改正された中小企業基本法(2001.1.1 施行)による常時勤労者数基準に準じている。

注：2.産業区分は大分類基準で改正された韓国標準産業分類(2000.3.1 施行)によって、全産業中で電気業(401),水道事業(41),鉄道運送業(601),郵便業(6411),有線通信業(6421),通貨(通話)金融機関(651),貯蓄機関(6591),開発金融機関(65921),投資信託会社(65931),公共基金管理会社(65991),保険および年金業(66),金融および保険関連サービス業(67),公共行政,国防および社会保障行政(N),小中高など教育機関(801~803),特殊学校および外国人学校(804),収容福祉施設(861),その他否収容福祉事業(8629),会員団体(91)等を除外している。

注：3.産業別英語大文字(A~R)は韓国標準産業分類上の大分類記号である。

資料：統計庁「2000年基準事業所基礎統計調査報告書」

(2) 中小企業の事業所数および従業員数増減現況

(単位：社、名、%)

区 分	事業所数			従業員数		
	1999	2000	増減率	1999	2000	増減率
全産業	2,769,012	2,854,081	3.1	8,866,001	9,677,648	9.2
農林及び林業	2,113	2,134	1.0	19,043	20,268	6.4
漁業	856	860	0.5	35,604	30,886	-13.3
鉱業	2,108	2,059	-2.3	17,061	16,666	-2.3
製造業	296,548	312,421	5.4	2,356,265	2,539,362	7.8
ガス業	308	325	5.5	6,431	7,191	11.8
建設業	64,593	66,519	3.0	472,257	562,403	19.1
卸売及び小売業	907,217	914,456	0.8	2,113,979	2,269,121	7.3
宿泊及び飲食店業	600,415	606,845	1.1	1,398,217	1,494,317	6.9
運送業	238,204	264,884	11.2	617,763	663,643	7.4
通信業	3,134	3,612	15.3	25,055	31,020	23.8
金融業	3,095	3,573	15.4	14,367	17,636	22.8
不動産および賃貸業	96,058	94,048	-2.1	248,946	260,319	4.6
事業サービス業	60,691	68,644	13.1	341,981	434,731	27.1
教育サービス業	77,409	80,946	4.6	233,344	261,443	12.0
保健および社会福祉事業	51,736	57,791	11.7	245,744	295,981	20.4
娯楽、文化および運動関連産業	114,993	120,062	4.4	247,495	270,080	9.1
その他公共、修理および個人サービス業	249,534	254,902	2.2	472,449	502,581	6.4

資料：統計庁「2000年基準事業所基礎統計調査報告書」

(3) 企業規模別現況 事業所数

(単位：社、%)

区分	全体	小企業		中企業	中小企業
		小商工人			
全産業	2,864,134	2,548,026 (89.0)	2,777,278 (97.0)	76,803 (2.7)	2,854,081 (99.7)
農業および林業	2,199	821 (37.3)	1,449 (65.9)	685 (31.2)	2,134 (97.0)
漁業	862	183 (21.2)	289 (33.5)	571 (66.2)	860 (99.8)
鉱業	2,066	1,577 (76.3)	2,028 (98.2)	31 (1.5)	2,059 (99.7)
製造業	313,246	257,513 (82.2)	304,091 (97.1)	8,330 (2.7)	312,421 (99.7)
ガス業	336	61 (18.2)	143 (42.6)	182 (54.2)	325 (96.7)
建設業	66,621	51,118 (76.7)	65,287 (98.0)	1,232 (1.8)	66,519 (99.8)
卸売および小売業	916,685	834,704 (91.1)	890,412 (97.1)	24,044 (2.6)	914,456 (99.8)
宿泊および飲食店業	607,718	558,811 (92.0)	598,465 (98.5)	8,380 (1.4)	606,845 (99.9)
運送業	265,172	250,615 (94.5)	262,921 (99.2)	1,963 (0.7)	264,884 (99.9)
通信業	3,636	1,903 (52.3)	2,839 (78.1)	773 (21.3)	3,612 (99.3)
金融業	3,927	2,460 (62.6)	2,989 (76.1)	584 (14.9)	3,573 (91.0)
不動産及び賃貸業	95,225	82,189 (86.3)	88,870 (93.3)	5,178 (5.4)	94,048 (98.8)
事業サービス業	69,741	42,105 (60.4)	58,368 (83.7)	10,276 (14.7)	68,644 (98.4)
教育サービス業	82,409	66,268 (80.4)	76,893 (93.3)	4,053 (4.9)	80,946 (98.2)
保健及び社会福祉事業	58,346	41,936 (71.9)	53,599 (91.9)	4,192 (7.2)	57,791 (99.0)
娯楽、文化および運動関連事業	120,517	114,480 (95.0)	118,212 (98.1)	1,850 (1.5)	120,062 (99.6)
その他公共、修理および個人サービス業	255,428	241,282 (94.5)	250,423 (98.0)	4,479 (1.8)	254,902 (99.8)

注：()内の数値は全体に対する構成比(%)である。

資料：統計庁「2000年基準事業所基礎統計調査報告書」

(4) 企業規模別現況 従業員数

(単位：名、%)

区 分	全体		小企業	中企業	中小企業
		小商工人			
全産業	11,530,908	4,905,478 (42.5)	7,220,047 (62.6)	2,457,601 (21.3)	9,677,648 (83.9)
農業及び林業	24,806	1,944 (7.8)	5,906 (23.8)	14,362 (57.9)	20,268 (81.7)
漁業	31,302	448 (1.4)	1,154 (3.7)	29,732 (95.0)	30,886 (98.7)
鉱業	21,406	5,194 (24.3)	13,989 (65.4)	2,677 (12.5)	16,666 (77.9)
製造業	3,333,018	763,868 (22.9)	1,697,191 (50.9)	842,171 (25.3)	2,539,362 (76.2)
ガス業	11,284	176 (1.6)	734 (6.5)	6,457 (57.2)	7,191 (63.7)
建設業	640,755	184,149 (28.7)	444,067 (69.3)	118,336 (18.5)	562,403 (87.8)
卸売および小売業	2,493,217	1,487,307 (59.7)	1,833,269 (73.5)	435,852 (17.5)	2,269,121 (91.0)
宿泊及び飲食業	1,555,985	1,123,158 (72.2)	1,360,805 (87.5)	133,512 (8.6)	1,494,317 (96.0)
運送業	758,218	279,707 (36.9)	432,187 (57.0)	231,456 (30.5)	663,643 (87.5)
通信業	39,213	4,720 (12.0)	10,837 (27.6)	20,183 (51.5)	31,020 (79.1)
金融業	47,941	4,571 (9.5)	8,050 (16.8)	9,586 (20.0)	17,636 (36.8)
不動産及び賃貸業	329,886	134,248 (40.7)	177,730 (53.9)	82,589 (25.0)	260,319 (78.9)
事業サービス業	619,007	94,821 (15.3)	196,775 (31.8)	237,956 (38.4)	434,731 (70.2)
教育サービス業	337,957	131,750 (39.0)	197,018 (58.3)	64,425 (19.1)	261,443 (77.4)
保険及び社会福祉事業	434,588	116,701 (26.9)	188,015 (43.3)	107,966 (24.8)	295,981 (68.1)
娯楽、文化および運動関連事業	318,409	202,797 (63.7)	225,585 (70.8)	44,495 (14.0)	270,080 (84.8)
その他公共、修理および個人サービス業	533,916	369,919 (69.3)	426,735 (79.9)	75,846 (14.2)	502,581 (94.1)

注：()内の数値は全体に対する構成費(%)である。
資料：統計庁「2000年基準事業所基礎統計調査報告書」

(5) 従業員規模別現況 事業所数

(単位：社、%)

区 分	1～4 人	5～9 人	10～19 人	20～49 人	50～99 人	100～299 人	300 人以上	全体
合 計	2,484,942 (86.8)	225,466 (7.9)	87,434 (3.1)	46,257 (1.7)	11,872 (0.4)	6,628 (0.2)	1,535 (0.1)	2,864,134 (100.0)
農業 および 林業(A)	821	628	368	311	67	4	0	2,199
漁業(B)	183	106	86	232	224	31	0	862
鉱業(C)	1,342	235	278	173	25	6	7	2,066
製造業(D)	210,322	47,191	28,170	18,408	5,379	2,951	825	313,246
ガス業(E)	61	82	92	53	25	19	4	336
建設業(F)	35,460	15,658	9,007	5,162	852	380	102	66,621
卸売 および 小売業(G)	834,704	55,708	17,510	6,833	1,214	603	113	916,685
宿泊および飲食 店業(H)	558,811	39,654	6,959	1,845	328	95	26	607,718
運輸業(I)	250,615	6,634	3,554	2,118	973	1,136	142	265,172
通信業(J)	1,903	936	472	219	57	35	14	3,636
金融業(K)	2,460	529	415	335	99	76	13	3,927
不動産および 賃貸業(L)	82,189	6,681	3,953	1,979	316	96	11	95,225
事業サービス 業(M)	42,105	16,263	6,190	3,413	1,037	601	132	69,741
教育サービス 業(O)	66,268	10,625	3,005	2,038	367	104	2	82,409
保健および社会 福祉事業(P)	41,936	11,663	2,921	1,006	415	280	125	58,346
娯楽、文化およ び運動関連産 業(Q)	114,480	3,732	1,134	729	282	141	19	120,517
その他公共、修 理および個人 サービス業 (R)	241,282	9,141	3,320	1,403	212	70	0	255,428

資料：統計庁「2000年基準事業所基礎統計調査報告書」

(6) 従業員規模別現況 従業員数

(単位：名、%)

区分	1～4人	5～9人	10～19人	20～49人	50～99人	100～299人	300人以上	全体
合 計	4,492,430 (38.9)	1,415,300 (12.3)	1,153,554 (10.0)	1,355,221 (11.8)	810,579 (7.0)	1,061,585 (9.2)	1,242,239 (10.7)	11,530,908 (100.0)
農業および 林業(A)	1,944	3,962	5,011	8,882	4,467	540	0	24,806
漁業 (B)	448	706	1,252	8,049	16,392	4,455	0	31,302
鉱業 (C)	3,565	1,629	3,805	4,990	1,720	957	4,740	21,406
製造業 (D)	454,799	309,069	377,138	556,185	369,940	472,231	793,656	3,333,018
ガス業 (E)	176	558	1,251	1,619	1,856	3,516	2,308	11,284
建設業 (F)	81,799	102,350	120,148	139,770	57,456	60,880	78,352	640,755
卸売およ び 小売業(G)	1,487,307	345,962	227,250	190,842	80,478	95,948	65,430	2,493,217
宿泊および飲 食店業(H)	1,123,158	237,647	88,845	52,908	21,878	15,793	15,756	1,555,985
運輸業 (I)	279,707	42,199	47,171	63,110	69,021	185,761	71,249	758,218
通信業 (J)	4,720	6,117	6,146	6,460	3,883	6,286	5,601	39,213
金融業 (K)	4,571	3,479	5,645	10,199	6,442	11,244	6,361	47,941
不動産および 賃貸業(L)	134,248	43,482	52,497	57,938	20,843	14,888	5,990	329,886
事業サービ ス業(M)	94,821	101,954	81,886	101,023	69,897	95,998	73,428	619,007
教育サービ ス業(O)	131,750	65,268	39,543	61,866	23,283	15,456	791	337,957
保健および社 会福祉事業(P)	116,701	71,314	37,278	30,374	29,024	45,515	104,382	434,588
娯楽、文化およ び運動関連産 業(Q)	202,797	22,788	14,919	22,116	19,809	21,785	14,195	318,409
その他公共、修 理および個人 サービス業(R)	369,919	56,816	43,769	38,890	14,190	10,332	0	533,916

注：()内の数値は全体に対する構成比(%)である。

資料：統計庁「2000年基準事業所基礎統計調査報告書」

4 地域別中小企業現況

(1) 事業所数増減現況

(単位：社、%)

区分	全 体		小 企 業				中 企 業		中 小 企 業	
			小 商 工 人							
	1999	2000	1999	2000	1999	2000	1999	2000	1999	2000
全 国	2,777,986	2,864,134	2,513,134 (90.5)	2,549,376 (89.0)	2,705,820 (97.4)	2,777,278 (97.0)	63,192 (2.3)	76,803 (2.7)	2,769,012 (99.7)	2,854,081 (99.7)
ソ ウ ル	665,518	694,270	588,789 (88.5)	598,751 (86.2)	643,091 (96.6)	664,789 (95.8)	19,224 (2.9)	25,720 (3.7)	662,315 (99.5)	690,509 (99.5)
釜 山	247,375	252,340	224,426 (90.7)	227,383 (90.1)	241,564 (97.7)	245,886 (97.4)	5,094 (2.1)	5,682 (2.3)	246,658 (99.7)	251,568 (99.7)
大 邱	165,609	169,061	152,084 (91.8)	154,550 (91.4)	161,993 (97.8)	165,198 (97.7)	3,169 (1.9)	3,402 (2.0)	165,162 (99.7)	168,600 (99.7)
仁 川	131,540	135,888	117,951 (89.7)	120,453 (88.6)	128,018 (97.3)	131,904 (97.1)	3,104 (2.4)	3,537 (2.6)	131,122 (99.7)	135,441 (99.7)
光 州	80,909	83,318	73,233 (90.5)	73,672 (88.4)	78,706 (97.3)	80,773 (96.9)	1,959 (2.4)	2,308 (2.8)	80,665 (99.7)	83,081 (99.7)
大 田	81,825	82,482	74,483 (91.0)	74,402 (90.2)	79,519 (97.2)	79,921 (96.9)	1,970 (2.4)	2,211 (2.7)	81,489 (99.6)	82,132 (99.6)
蔚 山	53,323	55,537	48,560 (91.1)	49,792 (89.7)	51,912 (97.4)	53,797 (96.9)	1,198 (2.2)	1,501 (2.7)	53,110 (99.6)	55,298 (99.6)
京 畿	438,228	463,599	390,278 (89.1)	405,020 (87.4)	426,067 (97.2)	448,930 (96.8)	10,629 (2.4)	12,959 (2.8)	436,696 (99.7)	461,889 (99.6)
江 原	101,797	102,746	94,102 (92.4)	93,558 (91.1)	99,764 (98.0)	100,359 (97.7)	1,858 (1.8)	2,193 (2.1)	101,622 (99.8)	102,552 (99.8)
忠 北	86,806	88,659	79,438 (91.5)	79,991 (90.2)	84,789 (97.7)	86,270 (97.3)	1,797 (2.1)	2,145 (2.4)	86,586 (99.7)	88,415 (99.7)
忠 南	109,752	110,528	101,325 (92.3)	100,415 (90.9)	107,716 (98.1)	108,090 (97.8)	1,835 (1.7)	2,232 (2.0)	109,551 (99.8)	110,322 (99.8)
全 北	112,933	112,608	104,418 (92.5)	102,765 (91.3)	110,725 (98.0)	110,079 (97.8)	2,006 (1.8)	2,298 (2.0)	112,731 (99.8)	112,377 (99.8)
全 南	121,390	121,742	112,851 (93.0)	111,996 (92.0)	119,165 (98.2)	119,227 (97.9)	2,041 (1.7)	2,315 (1.9)	121,206 (99.8)	121,542 (99.8)
慶 北	162,714	166,182	150,932 (92.8)	152,386 (91.7)	159,642 (98.1)	162,630 (97.9)	2,733 (1.7)	3,155 (1.9)	162,375 (99.8)	165,785 (99.8)
慶 南	183,360	188,710	167,716 (91.5)	170,866 (90.5)	179,360 (97.8)	184,188 (97.6)	3,566 (1.9)	4,018 (2.1)	182,926 (99.8)	188,206 (99.7)
済 州	34,907	36,464	31,180 (89.3)	32,026 (87.8)	33,789 (96.8)	35,237 (96.6)	1,009 (2.9)	1,127 (3.1)	34,798 (99.7)	36,364 (99.7)

注：()内は各地域別全体対応構成比

資料：統計庁 「2000年基準事業所基礎統計調査報告書」

(2) 従業員数増減現況

(単位：名、%)

区分	全体		小商工人		小企業		中企業		中小企業	
	1999	2000	1999	2000	1999	2000	1999	2000	1999	2000
全国	10,829,961	11,530,908	4,726,917 (43.6)	4,906,148 (42.5)	6,683,899 (61.7)	7,220,047 (62.6)	2,182,102 (20.1)	2,457,601 (21.3)	8,866,001 (81.9)	9,677,648 (83.9)
ソウル	2,895,573	3,089,873	1,144,076 (39.5)	1,183,686 (38.3)	1,614,508 (55.8)	1,771,059 (57.3)	550,242 (19.0)	690,820 (22.4)	2,164,750 (74.8)	2,461,879 (79.7)
釜山	874,852	899,666	414,539 (47.4)	427,806 (47.6)	585,712 (66.9)	610,294 (67.8)	174,082 (19.9)	185,123 (20.6)	759,794 (86.8)	795,417 (88.4)
大邱	559,351	570,725	278,305 (49.8)	287,268 (50.3)	380,757 (68.1)	395,648 (69.3)	113,784 (20.3)	117,618 (20.6)	494,541 (88.4)	513,266 (89.9)
仁川	550,313	577,515	225,035 (40.9)	234,061 (40.5)	345,598 (62.8)	370,050 (64.1)	119,183 (21.7)	130,001 (22.5)	464,781 (84.5)	500,051 (86.6)
光州	298,497	310,797	136,769 (45.8)	139,407 (44.9)	184,645 (61.9)	205,136 (66.0)	58,633 (19.6)	61,912 (19.9)	243,278 (81.5)	267,048 (85.9)
大田	286,730	295,883	134,002 (46.7)	133,986 (45.3)	175,482 (61.2)	180,454 (61.0)	58,060 (20.2)	61,776 (20.9)	233,542 (81.5)	242,230 (81.9)
蔚山	274,346	296,985	85,655 (31.2)	91,870 (30.9)	121,089 (44.1)	133,650 (45.0)	51,699 (18.8)	62,022 (20.9)	172,788 (63.0)	195,672 (65.9)
京畿	1,906,777	2,103,516	782,047 (41.0)	833,673 (39.6)	1,192,951 (62.6)	1,331,181 (63.3)	400,747 (21.0)	446,304 (21.2)	1,593,698 (83.6)	1,777,485 (84.5)
江原	300,907	318,468	168,595 (56.0)	173,723 (54.5)	220,399 (73.2)	235,847 (74.1)	54,680 (18.2)	56,369 (17.7)	275,079 (91.4)	292,216 (91.8)
忠北	322,604	343,879	142,806 (44.3)	146,937 (42.7)	202,200 (62.7)	216,760 (63.0)	71,999 (22.3)	81,651 (23.7)	274,199 (85.0)	298,411 (86.8)
忠南	383,931	406,553	182,323 (47.5)	187,539 (46.1)	250,794 (65.3)	269,057 (66.2)	80,874 (21.1)	90,731 (22.3)	331,668 (86.4)	359,788 (88.5)
全北	354,409	369,679	189,354 (53.4)	188,726 (51.1)	250,278 (70.6)	260,077 (70.4)	69,571 (19.6)	70,776 (19.1)	319,849 (90.2)	330,853 (89.5)
全南	392,612	403,765	206,291 (52.5)	211,014 (52.3)	267,829 (68.2)	279,962 (69.3)	80,317 (20.5)	84,212 (20.9)	348,146 (88.7)	364,174 (90.2)
慶北	582,189	643,909	271,352 (46.6)	283,185 (44.0)	369,617 (63.5)	397,486 (61.7)	116,404 (20.0)	122,897 (19.1)	486,021 (83.5)	520,383 (80.8)
慶南	730,208	777,137	305,919 (41.9)	321,570 (41.4)	442,021 (60.5)	476,007 (61.3)	156,057 (21.4)	168,698 (21.7)	598,078 (81.9)	644,705 (83.0)
済州	116,662	122,558	59,164 (50.7)	61,027 (49.8)	80,019 (68.6)	87,379 (71.3)	25,770 (22.1)	26,691 (21.8)	105,789 (90.7)	114,070 (93.1)

注：()内は各地域別全体対比構成比

資料：統計庁「2000年基準事業所基礎統計調査報告書」

参考文献

- 1 2005 年度中小企業に関する年次報告書(中小企業庁)
- 2 2005 年度中小企業育成支援施策(2004.9 中小企業庁)
- 3 中小企業関連統計(2002.6 中小企業庁 調査評価課)
- 4 Issue Paper「韓国経済 2006 年の見通し」(2005.10.13 サムスン経済研究所)
- 5 知的資産創造「アジアのサービス産業の発展(梶山誠一氏)」(2003 年 12 月号)
- 6 クレアソウルセミナー(「京畿道中小企業支援施策」2006.2.14 開催時資料)
- 7 2000 年基準事業所基礎統計調査報告書(韓国統計庁)

【執筆者】

ソウル事務所 所長補佐 山田圭則(2004 年 4 月～2006 年 3 月)

CLAIR REPORT 既刊分のご案内

NO	タ イ ト ル	発刊日
第295号	韓国の中小企業施策について	2006/9/15
第294号	アメリカにおける海辺を活用した交流人口の増加方策	2006/9/15
第293号	米国の地方自治体における組織体制と人事制度	2006/9/15
第292号	米国の住宅政策	2006/9/15
第291号	中国のクリーン開発メカニズム	2006/9/15
第290号	フランスの救急制度	2006/9/15
第289号	韓国の国家均衡発展政策	2006/8/31
第288号	米国における医療制度の現状と公立病院の果たす役割について	2006/8/31
第287号	米国地方債の概要とその活用事例	2006/8/31
第286号	オーストラリアの電子政府	2006/8/11
第285号	GLAの現状と展望	2006/8/11
第284号	パリッシュの動向	2006/8/11
第283号	英国の情報開示と保護－情報自由法とデータ保護法を中心として－	2006/6/15
第282号	英国政府報告書②	2006/6/15
第281号	英国政府報告書①	2006/6/15
第280号	オーストラリアにおけるボランティア	2006/3/17
第279号	韓国の雇用政策－若年層及び高齢者に対する施策を中心として－	2005/12/27
第278号	英国の地方政府会計制度詳解－経常会計と資本会計の改革の実態－	2005/12/27
第277号	韓国の地方分権政策－地方分権5カ年総合実行計画策定－	2005/10/27
第276号	フランスの広域行政－第4の地方団体－	2005/10/27
第275号	カンボジアの地方自治	2005/10/27
第274号	ポルトガルの地方自治	2005/10/14
第273号	米国の地方自治体(市)における経済振興施策の現状について－企業支援施策を中心に－	2005/10/14
第272号	英国の地方選挙風景(地方版マニフェストの実績)	2005/10/14
第271号	アメリカの産業廃棄物処理について	2005/9/7
第270号	地方都市への中国人観光客の誘致可能性について	2005/9/7
第269号	2005年 英国議会下院・統一地方選挙	2005/9/7
第268号	中国都市交通の現状と課題	2005/7/15
第267号	中国から日本の地方都市への航空直行便開設	2005/7/15
第266号	フランスの新たな地方分権その2	2005/7/15
第265号	米国の市民参加－交通計画における合意形成手法－	2005/7/12
第264号	米国における災害対策－地方政府内外での行政機関の連携－	2005/7/12
第263号	米国の州政府及び地方団体の公金管理	2005/7/12
第262号	シンガポールの教育2005	2005/6/10
第261号	米国の州政府・地方団体における行政評価と結果志向行政	2005/6/10
第260号	韓国の国会と第17代総選挙結果分析について	2005/6/10
第259号	米国の街づくりにおける非営利団体の役割	2005/4/19
第258号	オーストラリアにおける航空機を活用したへき地サービス	2004/10/29
第257号	フランスの都市計画－その制度と現状－	2004/6/30
第256号	米国のEガバメント	2004/6/7
第255号	オーストラリアの政府間財政関係概要	2004/5/28
第254号	韓国の教育自治	2004/5/28
第253号	英国の地域再生政策	2004/5/28

CLAIR REPORT各号に関する最新情報は、当協会のホームページ(<http://www.clair.or.jp>)をご覧ください。